

珠江デルタ桑園圃の構造と治水組織

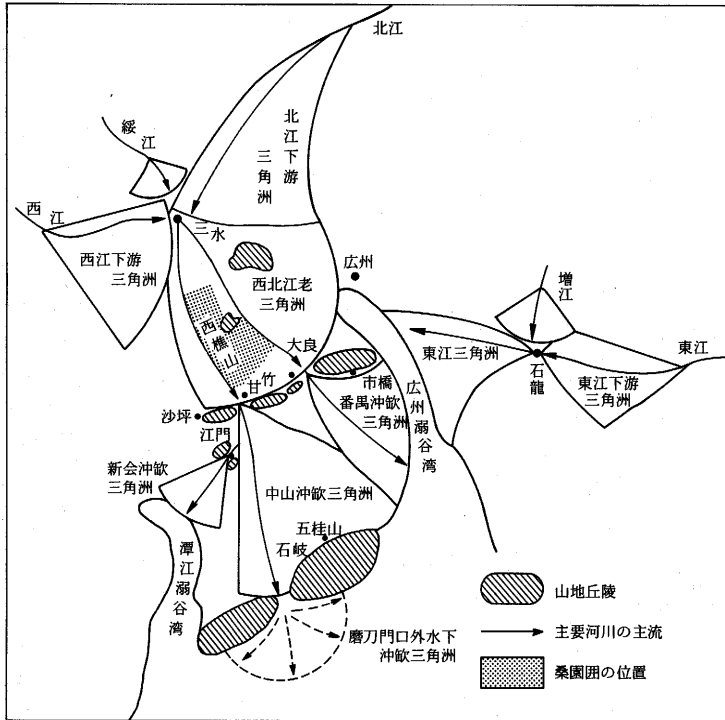
——清代乾隆年間～民国期——

片山 剛

はじめに

桑園圃とは、清末～民国十三年（一九二四）の一般的認識では、地図1・地図2に示した珠江デルタの南海・順徳両県に跨がる地域における、西江・北江・官山涌等の河川（これらを外河と呼ぶことにする）沿いに建設された堤防、及び南海県の上金甌堡と百濬堡との堡境の陸地に建設された堤防（吉贊横基Ⅱ地図2の①。注43、参照）を総称したものである。このうち、西江沿いの先登堡から甘竹堡の雞公圃に至る堤防（地図2の②・③）は西圃と呼ばれ、官山涌・北江沿いの百濬堡から龍江堡の河澎圃に至る堤防（地図2の⑥～⑨）は東圃と呼ばれていた。本稿でも、これらの堤防を桑園圃と呼ぶが、地図2に示した地理的範囲については桑園圃地域と呼ぶことにする。¹桑園圃は、次の「子圃」との対比で、史料上、「大圃」「大隄」「大基」等と呼ばれており、本稿では、通常、大圃と呼ぶことにする。大

地図1 珠江デルタ形成概念図



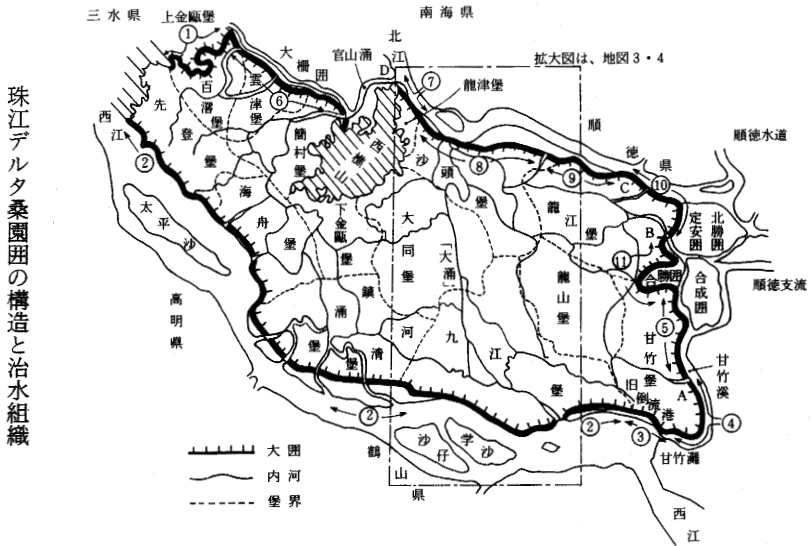
(出所：曾・黄 87, 10 頁を加工して作成)

地図2の説明 (続き)

○大圃

- ①吉贊横基 (伝承では、北宋)
- ②先登堡から九江堡に至る大圃 (伝承では、北宋)
- ③甘竹堡の雞公圃 (洪武二九年創築)
- ④東安圃 (道光一四年=1834 に子圃として創築。民国一三年以降に大圃化)
- ⑤聯福圃 (民国九年に同興圃と横沙圃を連結し、民国一三年以降に大圃化)
- ⑥官山涌沿いの大圃 (不明)
- ⑦龍津堡五郷所管の大圃 (不明)
- ⑧沙頭堡の中頭圃 (不明)
- ⑨龍江堡の河滸圃 (景泰三年創築の説あり)
- ⑩龍江堡の龍江新基 (民国一三年創築)
- ⑪龍江新基と聯福圃の間 (民国一三年以降に大圃化)

地図2 桑園圃地域の大囲と閘



珠江デルタ桑園圃の構造と治水組織

- 賣：内河が外河に通じている所にはほとんどあるので省略する
- 閘
- A 獅嶺口閘 (民国一三年着工、翌年竣工)
- B 龍江口閘 (東海口閘とも呼ぶ。民国一三年着工、翌年竣工)
- C 歌濬口閘 (高濬口閘とも呼ぶ。民国一四年着工、翌年竣工)
- D 官山口閘 (光緒年間、対岸の大柵圃が創築するも中止さる)

出所：『南順桑園圃搶救特刊』(1949年8月刊) 付載の地図に、光緒『桑園圃志』、民国『統桑園圃志』等のデータを加工。なお、()内は創築時期に関するデータである。
注：大同堡の東側堡界は正確には「大涌」までであるが、ここでは原図に従っておく。

田に対し、桑園田地域の内河沿いの小規模堤防は、一般に「子田」と呼ばれており、本稿でもこれに従う。桑園田地域は、清代の行政区画では、南海県の先登・海舟・鎮涌・河清・九江・百潒・雲津・簡村・下金甌・大同・沙頭・龍津の十二堡と、順徳県の龍江・龍山・甘竹の三堡（以下、この順徳県の三堡を「三堡」と呼ぶ）との合計二県十五堡から成る⁽²⁾。ただし、乾隆末以降、一般に「桑園田十四堡」と呼び慣わされている。「十四堡」とは、上記の十五堡から龍津堡を除いたものを指す。地理的には十五堡にわたっているにもかかわらず、「桑園田十四堡」と呼ぶのは、大田に施す諸工事の費用負担の歴史的経緯と関係している（二一2、参照⁽³⁾）。

さて清末において、桑園田は「箕」の形で比喩されていた（二一3、及び森田64・74、参照）。すなわち、甘竹堡の雞公田と龍江堡の河滸田との間の甘竹溪等に沿う約三〇里には、大田が無く、子田が所々に有るだけであり、且つ内河が外河に通じる出口（「口」）には、水の出入を制御する竇・閘（二一2、参照）が無く、内水・外水の出入は自然のままになっていた。つまり、「箕の口」のように「開口」していた。この「開口」構造は、珠江デルタの他の田には見られず、桑園田に特徴的なものである。というのは、他の田は「盪^{わん}」で比喩され、周田がすべて堤防と竇・閘で囲まれ、「開口」部分が無いからである。桑園田の「開口」構造は、伝承では、北宋期の桑園田創築に遡ると言われているが、民国一三年（一九二四）に至り、遂に「開口」部分に閘を設け、子田を大田化する工事が始まって「閉口」構造となる。

本稿の主題の第一は、この「閉口」から「閉口」への転換を、当該地域の治水・水利環境の外部的・内部的変化から明らかにすることである。第二は、治水・水利環境の変化過程において、治水・水利諸施設の維持・管理、とくに大田・子田に施される諸工事の種類とその費用負担をめぐる、「十四堡」或いは十五堡の間どのような関係が存在

し、また、それがどのようにに変化したかを明らかにすることである。

上記主題につき、以下の構成で叙述したい。第一章では、桑園圃地域の治水・水利環境の特徴を概観しつつ、「開口」構造の治水・水利プランを検討する。第二・三章では、治水・水利環境の外部的变化と関連させながら、主として乾隆五九年（一七九四）以降における、大圃に施される諸工事の種類とその費用負担の在り方の歴史的变化を検討し、「十四堡」或いは十五堡間にあつた関係の内実を明らかにする。第四章では、桑園圃地域における開発の在り方と、これにともなう治水・水利環境の内部的变化とを検討し、これらが「十四堡」或いは十五堡間にどのような矛盾をもたらしただかを検討する。第五章では、上記矛盾をはらみつつも、民国一三年に「閉口」構造への転換を決定するに至る経緯とその治水・水利プランを検討する。

なお、桑園圃の治水・水利環境、及び治水・水利組織を歴史的に考察した専論としては、管見では、森田64・74があるに過ぎない。森田明氏の研究は、先駆的研究として裨益を受けたが、しかし、開口から閉口への構造変化、及びその前提となる治水・水利環境の変化には全く留意せず、治水・水利環境を固定的にとらえている。また、大圃と子圃との区分、及び大圃に施される諸工事の内容分類の曖昧さがあるため、大圃の費用負担方法、さらには桑園圃地域の治水組織の歴史の変遷に関する見解には、疑問とすべき点がある。この点は、本稿の問題枠組の範囲内でその都度言及することにした。渡部・桜井84は、直接には江南デルタを対象とするが、治水・水利や開発史に関する画期的な学際的成果であり、本稿作成にあたって参照させていただいた。

一 治水・水利環境と桑園圃の構造

1 桑園圃の位置

珠江デルタは、西江・北江・東江の三江が運ぶ土沙によって形成されたものである。そして、デルタ内に多数の山地丘陵（かつては海に浮かぶ島々）が散在している等の要因により、地図1に見られる如く、複数のデルタが形成された。このうち、「西北江老三角洲」「番禺沖缺三角洲」「中山沖缺三角洲」「新会沖缺三角洲」が、所謂狭義の珠江デルタである。桑園圃は、地図1の「西北江老三角洲」内に位置する。「西北江老三角洲」（以下、上流デルタと呼ぶ）は、西江・北江が合流する三水を扇の要とし、ここから西江・北江の主流をはじめとする多くの河道が放射状に広がり、沙坪から市橋に至る山地を末端として形成された。上流デルタは春秋時代にはすでに陸地化しており、戦国・漢代の遺跡・遺物も発見されているが、本格的な開発は宋代から始まる。「中山沖缺三角洲」「番禺沖缺三角洲」「新会沖缺三角洲」（以下、下流三デルタと呼ぶ）は、いずれも上流デルタ末端の山地の一部分を、西江・北江が穿つて「口門」を作り、そこから河道が放射状に広がってできたものであり、その形成は上流デルタに比較して遅く、前者は唐代から、後一者は宋代から陸地化した。このため、その本格的な開発も明代以降に始まる（佛山76、曾・黄87、周87、西川81、松田81、参照）。したがって、明代以降における桑園圃地域の治水・水利問題を考察する際には、下流三デルタの熟成・開発進展による外部的影響を考慮する必要がある（二、参照）。

2 治水・水利の諸施設

桑園圃地域の治水・水利問題を考察していく基礎として、治水・水利に係る諸施設を概観しておこう。

史料1・民国『圃志』卷十五、藝文、「公築十堡横槽基礎記」（史料略称については本稿末尾、参照）

大圃とは、西北両江の旁に沿ひて、土を累ねて鉅防を為り、以て大川の横決するを禦ぐ者なり。大圃とは、大圃を鑿つて牖門を為り、川水を引きて圃内に注ぎ、以て宣洩を通ぜしむる者なり。子圃とは、大圃の両旁を夾みて之を築き、大圃の圃内に泛溢するを免れしむる者なり。小圃とは、子圃を鑿つて牖門を為り、大圃を引きて子圃内に注ぎ、郵落を繋り土田を絡がしめ、千支萬派すと雖も、舟楫は以て相ひ通ずべく、旱潦なれば因りて〔牖門を〕啓閉する者なり。

大圃は、西江・北江沿いの堤防であり、その役割は外水が流入するのを防ぐことにある。なお、この史料は、官山浦沿いの堤防に言及していないが、清末・民国期には、官山浦沿いの堤防も大圃に数えられているので、本稿では、特に注意を促す場合を除き、これも大圃として扱う。大圃（「官圃」とも呼ばれる）とは、多くは「牖門」を媒介にして外河に通じる比較的大きい内河である。子圃とは、大圃沿いの小規模堤防である。小圃（「横圃」とも呼ばれる）は、子圃内部の水路である。なお、「牖門」は、一般には閘を指すが、ここでは堤防（大圃、子圃の双方）を穿つて建設されるものとして言及されており、これは竇と呼ばれるものである。一年の増水期・渴水期、或いは一日の潮汐による水位変化に対応して水の出入を制御する施設である。ただし、子圃の場合には、竇より規模が大きく且つ舟が通行できる閘を付設する場合がある。

3 内水と大囲の配置

右の諸施設がどのように配置されているかは、当地域の治水・水利プランを知るうえで不可欠である。ここでは外河沿いの大囲とこれに付設される竇・閘の配置について検討しよう。地図2に付した説明⁶より、民国一三年以前には、河澎湖と雞公囲の間（地図2の④・⑤及び⑩・⑪）には大囲が無く、子囲が有るのみであり、また、獅領口・龍江口・歌濬口の三口（地図2のA・B・C。以下、「三口」と呼ぶ）に竇・閘が無かつたことを確認できよう。

史料2・同治「南海県志」巻七、江防略補、囲基、序文。

桑園囲の形勢、他の囲とは迥^{はるか}に同じからず。他の囲の形は筧^{わん}の如きも、桑園囲の形は筧の如し。東西の両囲は、皆な上游の水勢建瓴の地より、山に依りて隄を築き、「外水を」高きより下^{ひく}きへ水性に順ひて送り、下流に至りて止む。下流の水、上流に較べて差^{ひく}きこと四、五尺たり。ゆえに囲尽くる処の甘竹・龍江の両口は、其の水、囲外より囲中に灌入するも、互相に宣洩す。蓋し、治水に捍禦の法有るも湮塞の法無く、疎通の法有るも壅遏の法無からん。

これは外水との関係から、桑園囲の構造的特徴（筧）と、その伝統的治水理念を述べたものである。まず、西・北江沿いは水勢が強いので、その流路を妨害^つし「湮塞」しないように、上流部^{上流部}から地勢の高い山に依拠して大囲を築き、外水を「捍禦」するとともに、その水性に順つて高きから低きへ送るようにする。下流部の甘竹堡獅領口と龍江堡龍江口付近は、上流部より地勢が四、五尺低いので、たとえ一方の口から外水が流入しても、水は自然と他方の口から排水される。それで、竇・閘で閉口^{閉口}し「壅遏」することはせずに、開口^{開口}し「疎通」させておく、と言う。すなわち、

下流部では、外水の流入防止のために閉口^①竇・閘を築く必要はとくにないと認識しているのである。

それでは下流部を「開口」しておく積極的必要性は何であろうか。「開口」構造に言及する史料は、多くが内水との関係に言及している。^②

史料3…民国『田志』卷十二、防患、「上九堡致下五堡書」

田中の西樵山、周廻四十里、山水常に涓涓として絶えず。春夏の霖雨に当たるごとに、諸々の澗（谷川）、

田中に流入し、以て内水の漲るを増すに足る。誠に知らざりき、其の尺寸何如たるを。之を総ぶるに、山水の雨水を助けて虐を為し、消洩遅ければ、則ち禾稼を病む。此れ、前人の慮る所にして、亦夫人の知る者なり。

史料4…民国『田志』卷十二、防患、序文。

田は西樵山を包む。山下の田畝は、数十の山泉の瀦まる所為り。淫雨に遇ふごとに、加うるに潦の漲るを以てすれば、田は即ち壑（池や沼）と為り、秋成に望み無し。下流の病みて洩らす能はざるがゆえなり。

清末・民国期の史料であるため、以前の状況とは異なる点がある。それは、当地域下流部の内河を通じた排水が十分な（「下流の病みて洩らす能はざる」）点である。しかし、内水そのものの状況については、以前と大きな相違はないであろう。すなわち、西樵山は桑園田地域の中央に位置し、その数十の泉から湧き出る水は、常に山下の農地（とくに稲田）に流れ込んでいる。これに梅雨期の雨水が加わった場合、もし内水の排泄が遅ければ、積水のために稲の収穫に大きな被害を与える、と。そして、梅雨期は外河の増水期（潦の漲る）でもあるから、外河（とくに西江・北江）沿いの竇は外水の流入を防ぐために締め切ることが多く、西・北江への内水排泄は困難であった。したがって、梅雨期^③増水期の内水排出先としては、官山涌と下流部の「三口」とが残る。官山涌については五―二で検討

することにして、ここでは「三口」の内水排出先としての条件を考えてみよう。

史料5・民国『困志』卷十二、防患、「下流三口不宜築閘節略」

甘竹灘の下より河澎尾に至るは、相ひ距たること約參拾餘里にして、向より隄を設けず。其の土人は各々子囲を築きて、以て自衛し、遂に此の參口を缺く。(中略) 囲の西は、牂牁江の急流直下して甘竹灘の横塞するを得。

其れ〔甘竹灘を〕衝くも水勢已だ順にして、新会・香山等の処に趨れば、灘下に流入するものは幾も無し。囲の東は、紫洞・隆慶より下流して河澎海の外に至り、亦灘下の水とともに黄連・勒樓の各支河に分洩し、水勢已だ散緩なれば、患を為すに足らず。ゆえに潦の漲るに遇はば、參口に倒灌無きにあらずと雖も、亦其の各自の消長に聽して向より閘を設けず、以て内水宣洩の区と為す。蓋し、地勢の然らしむるものならん。

甘竹灘から河澎囲までの間には、昔から「隄」(大囲)を築かずに、ただ子囲を築くだけであった。それは、甘竹灘から甘竹溪へ流入する牂牁江(西江)の水量は少なく、また、紫洞・隆慶方面より下ってくる北江の水は、河澎海の下まで至った後、甘竹灘から流入した西江の水と一緒に、「黄連・勒樓の各支河」(現在の順德水道・順德支流)へ分流して行き、水勢が弱くなつていて水害をもたらさないからである。それで、以前から、大水(「潦の漲る」)の時には「三口」から外水が桑園囲内部に逆流(「倒灌」)してくるが、「三口」に閘を設けて塞ぐようなことはせずに、水が自然に消長するの任せ、内水排泄の場所としておいた、と説明する。すなわち、「開口」部分からの外水逆流による害が大きくなかったことを条件下として、下流部を内水排泄のために「開口」していたのである(「倒灌」)。「倒流」については、四、参照。

大囲については、大部分が北宋期に建設されたとの伝承があるが、この伝承には若干の疑問がある⁽¹⁵⁾。しかし、宋元時代には、多くの大囲が、自然堤防に大なり小なり手を加えた形で建設されていたと考えられる。ただし、西江沿いの雞公囲については、創業時期を洪武二九年とする碑文が残っている（筆者は未見）。明洪武二八〜二九年（一三九五〜九六）、九江堡の陳博文主導により、桑園囲の「通修」（二一〜二、参照）及び「倒流港口」の閉鎖が行なわれた。それまでは、九江堡と甘竹堡との間には「倒流港」と呼ばれる西江支流があり、西江の水を桑園囲内部に逆流させて、とくに九江・龍山・龍江に害を与えていた。陳博文は、石を積んだ船を倒流港口に沈め、これを閉鎖して「倒流」の害を止め、倒流港口から甘竹堡の阜寧墟に至る間に雞公囲を建設したという。すなわち、それ以前は、九江堡と甘竹堡の間は堤防によって連結されておらずに「開口」していたが、倒流港口の閉鎖及び雞公囲建設によって、西江側の「開口」部分はさらに下流の甘竹堡獅嶺口に移ったことになる。

北江及び官山涌沿いの大囲については、管見では、具体的創業年代を示す史料が無い。なお、「水利志」（四五頁）は、龍江堡河滸田の創業年代を、明景泰三年（一四五二）とするが、筆者自身は史料に遡って確認できていない。ただし、河滸田創業を景泰三年と仮定し、さらに中塘囲もこの時点ですでに建築されていると仮定すれば、景泰三年から民国一三年まで、北江側大囲の配置には変化がなかったことになる。つまり、大囲全体では、景泰三年時の構造が、民国十三年まで続いたことになる。以下では、「開口」構造期、とくに乾隆年間以降において、大囲の維持・管理をめぐって、「十四堡」或いは十五堡間にとどのような関係があったかを探ってみよう。

二 大田の諸工事とその費用負担 (1)

明清期珠江デルタの水害は、時代を下るにつれ激化している。そこには、下流三デルタにおける沙田造成が、上流デルタの水害をひきおこすという構図があり、西川81(九四頁)が説明する如く、とくに乾隆年間以降の沙田急増は、上流デルタの水害を頻発させた(松田81、参照)。桑園田は上流デルタに属しており、乾隆以降、とくに西江の増水による被害を受ける。その理由を左の史料から探ってみよう。

史料6・阮元「新建南海縣桑園田石隄碑記」(光緒『困志』卷十五、藝文、所収)

然り而して順徳・香山・新会の下游の海の変じて田と為る者、愈々久しくして愈々多し。下游の田既に多ければ、則ち上游の両江(西江・北江)の水速やかには洩れ難し。速やかには洩れ難き水を以て、復た加高せざるの田を抱けば、水高くして田低し。且つ不堅の隄を以て之を捍らんとするも、烏んぞ能く険れて潰れざらんや。

史料7・朱士琦「上粵中大府論西江水患書」(光緒『困志』卷十五、藝文、所収)

竊かに謂へらく、西潦(西江の大水)発するや、消長に期有り。その漲るや、数尺繇り一、二丈来に至る。一、二日より越えて四、五日を以て、その漲り必ず止む。下流壅がらざれば、五日後に必ず消う。若し下流壅塞せば、前潦未だ退かざるに、後潦又来らん。或いは東・北両江斉しく漲らば、消うること期の如からずして、必ずや田基を衝決するの患有らん。

史料6は、下流三デルタの沙田造成により、西・北両江外水の海洋排出が遅くなったため、上流デルタの外水位が

上昇し、農地の高さとの懸隔が大きくなって堤防の決壊をもたらすという。そして史料7は、下流三デルタの河道が壅塞している場合には、西江の大水が退かないうちに、次の大水が来てしまおうし、また、東江・北江が同時に漲れば、西江の外水はいつまでも退かずに、堤防を決壊させるといふ。

実際、乾隆五九年（一七九四）以降、桑園圃の破水或いは溢水は頻発・巨大化し、修復工事や増強工事がしばしば行なわれた。以下では、桑園圃の維持に関わる慣例、特に大圃に施される様々な種類の工事とその費用負担の在り方を探ることにしたい。

1 基主業戸について

さて、大圃の維持・管理を担当する最末端の主体が「基主」、或いは「基主業戸」（以下、基主業戸で統一する）と呼ばれる者であることは、すでに森田64・74が指摘している。²⁰しかし、森田氏は、基主業戸の実体については明確な説明を与えていないし、また、その歴史的推移については再考すべき部分がある。²¹そこで基主業戸の実体とその役割に関し、最低限の再検討を行なっておきたい。次の史料は、基主業戸と大圃諸工事との関係に言及している。

史料8・光緒『圃志』巻十一、章呈、道光一四年章呈、第一条

査するに、桑園の圃基は北宋より築き、東西の両基は一万四千七百七十二丈五尺なり。向來、段を分かちて附近の各堡に帰して経管せしむ。該処に基分有る者、之を経管せる基主業戸と謂ふ。通年の歳修に保固すると、以て及び夏潦の冲決に水基・大基を築復するとは、例として該基主業戸を責めて自辦せしむ。而して附近の海利・魚歩・沙租・雑息も亦経管せる基主業戸の所得に帰して、以て工費を補はしむ。

表1 大囲の基主業戸名と総戸名との比較

北辺基		河清堡	鎮涌堡	海舟堡		先登堡							基段土名	基段管理者名(基主業戸名)	該当する総戸名の所属図甲。その他。		
雲津堡	百濬堡			南村郷	海舟田心	茅岡	龍坑	鄧林	鳳巢	横岡	稔岡	圳口	茅岡	茅岡			
区大器戸経管	潘藻溪祖・莫雍睦・潘觀仲三戸経管	潘隆興戸基	潘永思戸基	石龍村基 鎮涌郷基	禾叉基 石龍村基	李興戸・黄世昌戸管	梁觀鳳(1)・李瑯宗(2)・李棟(3)・蘇芝望(4)四戸基	李大成基	李大有基	蘇志大基	蘇芝望(1)・梁裔昌(2)等五戸基	李積癸・黄世昌等六戸基	蘇万春(1)・蘇節(2)二戸基	区国器基			
なし。ナシ。	いづれもなし・ナシ。	なし。ナシ。	33図2甲。	詳細は不明	詳細は不明	なし。ナシ。	(1)先登堡13図1甲。(2)先登堡13図8甲は李瑯琛。民国志の13図8甲は李瑯宗。(3)先登堡13図10甲。(4)先登堡13図4甲。	先登堡52図6甲。	先登堡13図3甲。	先登堡13図9甲。	先登堡13図4甲。(2)先登堡52図3甲	なし。ナシ。	(1)先登堡13図7甲。(2)先登堡52図4甲	先登堡52図10甲			
なし。民国志の雲津堡37図9甲は区大器	いづれもなし・ナシ。																
いづれもなし・ナシ。																	

雲 津・百 濬 の 二 堡

坐落雲・濬両堡之簡村堡李洪皋基	なし・ナシ。
吳聡戸管	雲津堡10図9甲。
黎・陳・潘・梁管	各姓の総戸あり。
潘志忠管	百濬堡12図5甲総戸は潘致忠
程佑新管	雲津堡22図5甲。
張佐仁経管	なし・ナシ。
馮聖徳管	なし・ナシ。
張徳祖基	なし・ナシ(注1)
林世孝基	なし。
梁餘慶基	なし。民国志の雲津48図7甲は梁餘慶
杜開基	なし・ナシ。
黎子邦基	なし・ナシ。
陳運昌基	22図7甲。
黎士賢・黎秉卓基	なし・ナシ。
張宏基	なし・ナシ。
潘日佳基	なし・ナシ。
張興基	なし・民国志の37図2甲は張善基

(出所)

○基段管理者名は光緒『桑園田志』巻二、図説、による。

○該当する総戸名の所屬は、光緒『桑園田志』巻八、起科による。なお、光緒『桑園田志』に該当する総戸が無い場合は、民国『統桑園

田志』巻八、起科、も検索した。

光緒『桑園田志』に該当する総戸が無い場合は、「なし」と記し、民国『統桑園田志』に該当する総戸が無い場合は、「ナシ」と記す。

○簡村・龍津・沙頭・龍江・龍江・甘竹・九江には、基主の具体名の明示なし(本文、参照)。

○金甌・大同・龍山の三堡には経管基段無し。

注1..本文の注26参照。

珠江デルタ桑園田の構造と治水組織

道光一四年章呈とは、後述の如く、「十四堡」の紳士が大囲の維持・管理に関して作成した章呈である。その中には、新規の規定（三—2、参照）もあるが、ここに掲げた部分は、「向來」とあるように、宋代からの慣例と伝承されているものである。²³すなわち、大囲は、まず堡レヴェルで分段して、大囲に面する各堡に管理させ、次に、堡内でさらに細分し、この細分した基段を基主業戸に管理させる。そして、「歳修」、及び決壊基段に対する夏の「水基」建築と冬の大囲修復は基主業戸の責任で行なわせる。²³その代わり、「海利・魚歩・沙租・雜息」²⁴を基主業戸の所得とし、工事費の補助とする、と。ここで、二—2以下での考察に備え、堡レヴェルの分管基段はあるが、しかし、大囲に關わる上記諸工事の基本的責任は基主業戸に在り、堡に在ったわけではないことを確認しておきたい。

次に、基主業戸の実体について検討しよう。

史料9・民国『匪志』卷二、図説、九江堡の条、按文。

九江は基を管するに、附基の業主に責成す。基塘は時に随ひて変売せらるれば、基を管するものも時に随ひて同じからず。他堡の各姓戸の永久に基を管するとは異なる有り。旧志の段を逐ひて基を管する戸姓²⁵を分別せざるは、実に此れに縁る。

九江堡では、大囲（「基」）の管理を大囲に面している農地所有者（「附基の業主」）に責任を負わせている。²⁵このため、その農地（多くは桑基魚塘などの「基塘」）が売買されるたびに、管理責任者も変わり、特定の者が管理するわけではない。この点は、他堡においては、大囲の各基段が「各姓戸」²⁶によって永久に管理されているのとは異なる。光緒『匪志』などの「旧志」において、九江堡の堡レヴェルの分管基段は明示されているが、これを細分した各基段の管理者名（「戸姓」）を記載していないのは、基段管理者の変更があるからである、と言う。²⁶

そこで、他堡における大囲の永久的管理者の実体を探るべく、「旧志」のひとつである光緒「囲志」巻二、図説を見ると、堡レヴェルの分管範囲のみならず、これを細分した基段各々の範囲とその分管者の姓名を掲げている。²⁷⁾これらの分管者が基主業戸であろう。所掲の分管者名をリスト・アップし、図甲制の総戸名と対照したのが表1である。一覧して、分管者名の多くが、当時の総戸（或いは、民国期に総戸となる戸）の姓名であることが判明する。総戸とは、図甲制における各甲レヴェルの徴税統轄者であり、その社会的実体は、ひとつの同族組織、ないしはその支派である。²⁸⁾史料9が、他堡の分管者を「姓戸」と呼び、その実体が同族であることを示唆しているのは、この点を裏付けよう。²⁹⁾つまり、基主業戸の実体は、個別地主家庭ではなく、ひとつの同族全体組織である可能性が高いと言えよう。

なお、順治一四年刊（同治一三年重修）『九江郷志』巻一、堤囲によれば、九江堡の分管基段は、「上基」と「下基」とに分かれており、上基は「本堡三十四図の分に属す」、下基は「本堡三十五図の分に属す」と述べている。つまり、順治年間の九江堡では、堡のひとつ下のレヴェルの大囲分管者は、第三四図と第三五図の二図であった。図内部分でさらに甲Ⅱ総戸ごとに分管されていた可能性を考えるなら、総戸による大囲分管の慣例を、順治年間までは遡らせることができよう。³⁰⁾また、九江堡が史料9に示す管理方法を採用したのは、順治以降であることも判明しよう。

さて、乾隆八年に吉贊横基が決壊した時、各堡の「里排」が集まって工事費用の分担を相談している。³¹⁾「里排」とは、図甲制の総戸を指す。また、乾隆十年に、海舟堡三Y基の石壩を修復する時、「海舟堡十二戸の李文盛等」は、「通囲の業戸」に対して「按田公派」せんと官に請求した。これに対し、「里民たる簡村・先登・百濬・雲津各堡の馮世盛等」は、この請求が規定に合わないとして訴えてている。³²⁾李文盛は海舟堡三一図八甲の総戸名であり、馮世盛は簡村堡一四図五甲の総戸名である（ただし、表1では確認できない）。右の事実は、乾隆以前、基主業戸Ⅱ総戸は各分管

基段を維持・管理するだけでなく、大田の問題を基主業戸レヴェル、或いは堡レヴェルを越えて処理したり、官衙との交渉を行ったりする主体であったことを示唆しよう。そして、後述する如く、乾隆五九年以降、堡レヴェルを越えた大田の問題は、紳士層（進士、举人を含む）が集まって処理したり、官衙と交渉したりするのは、大きな相違を見いだすことができるのである。³⁴⁾

2 乾隆五九年、温汝适の提案

乾隆五九年（一七九四）夏六月、西江の大水のために、東西両大田の二十餘箇所が「坍決」（崩壊・決壊）した。とくにひどかったのは海舟堡の李村田（百数丈が決壊）であった。桑園田地域の稲田はすべて浸水し、水は「四旬」（四十日間）退かず、八月になってやっと退いた。その年の秋、決壊した大田の修復工事の費用をどうするかが問題となった。というのは、李村田の場合、乾隆四九年にも決壊しており、その基主業戸「黎・余・石の三姓」は、今回の決壊を修復するだけの余力が無く、他の「郷」に援助を求めたものの、これに応じる「郷」が無かったからである。³⁵⁾

この時、郷里の龍山堡に戻っていた翰林院編集温汝适は、率先して修復費用を援助する提案を行なった。その提案内容を一年後の乾隆六〇年に記したものが、次の史料10である。

史料10 温汝适「通修鼎安各隄記」（民国『龍江郷志』巻五、雜著、所収。史料引用中のへ内は原注を示す）³⁶⁾

ア（前略）修築章呈に至っては、凡そ歳修、及び小冲決の培築は、皆な附堤の堡、段を分かつて専管す。遇し冲決過甚にして、需費浩繁ならば、始めて之を田衆に派す。惟だ吉贖横基のみは十堡の同修に係る。然れども西田は北田に派せず、南（海県）と順（徳県）とは各々相い派せず。向例然るなり。（中略）四百餘年相沿ひたる成

例にして、各堡断断に謹んで守り、尺寸も踰へざるは、此れ其の最も著らかなる者なり。

イ(中略)乾隆五九年の大圉決壊を述べる)是に于いて龍山堡は郷約に集まれば、議して曰く、「桑園圉の潰決は、南海(県)の專責たりと雖も、然れども李村の一隅の沖決すること再度に至れば、其れ力むるも挙ぐる克はざらん。即或ひ勉強に従事せしむとも、恐れらくは工程堅固ならざらん。前事忘れざるも、策を設くること無かるべけんや。且つ明初より今に至るまで四百餘年を閱れば、亟やかに宜しく通修し、以て鞏固を期すべし。既に通修と名づければ、即ち通融して捐助すべし。工竣はるを俟ちて、乃ち旧例を申明し、以て専らに責成せしめば、自づから推諉・貽誤するに至らざらん」と。家兄の熙堂(汝能)と陳君鼈麓(応魁)とは咸な其の議を聽とす。

(後略)

さて、温汝适は、アの(前略)部分において、西江・北江沿いの「大隄」を、桑園圉・雞公圉・中頭圉・河澎圉の四つに区分している。これは前述した清末〜民国十三年の桑園圉概念とは異なることを示唆する。温が認識する「桑園圉」を(桑園圉)と記すなら、それは具体的には、①「西江(の水)から(人家・田地を)捍る」もの、つまり、西江沿いの大圉であり、②先登・海舟・鎮涌・河清・九江・大同・金甌・簡村・雲津・百滂等の南海県十堡が築いたものであり(以下、この南海県十堡を指して「十堡」と呼ぶ)、③甘竹堡の雞公圉、沙頭堡の中塘圉、龍江堡の河澎圉は、(桑園圉)の範疇に入らない、となる。つまり、(桑園圉)とは、西圉のうちの先登堡から九江堡に至る部分(地図②の②)だけであり、中頭圉・河澎圉・雞公圉のみならず、官山涌沿いの堤防も除外されているのである。

アでは、「修築章呈」なるものが存在し、それが「大隄」に施工の種類とその費用負担の在り方を規定したものであることがわかる。その内容は、①「歲修」と「小冲決培築」(小規模決壊に対する修復工事)は、「附隄の堡」

すなわち「大隄」に面している堡が分担部分を「専管」する。⁽⁴²⁾②「沖決過甚」(大規模決壊)に對する修復工事の場合、費用が巨額であるので、この時には費用を「囲衆」に科派する。しかし、「西囲不派北囲、南順各不相派」という昔からの慣例(「向例」)がある。⁽⁴³⁾③ただし、吉贄横基については、いずれの種類の工事も「十堡」が共同負担する。⁽⁴³⁾

「西囲不派北囲」⁽⁴⁴⁾とは、「西囲」(〈桑園囲〉と雞公囲)の修復費用は「西囲」を専管する堡に科派し、「北囲」(中塘囲・河澎囲)を専管する堡である沙頭堡・龍江堡には科派しないこと(及びその逆)を意味し、「南順各不相派」とは、南海県の「大隄」の修復費用は順徳県屬の堡に科派しないこと(及びその逆)を意味する。⁽⁴⁵⁾つまり、大規模修復工事の費用負担方法を具体的に整理するなら、〈桑園囲〉は南海県の「西囲」であるので、順徳県「三堡」及び沙頭堡(中頭囲は「北囲」である)には科派せず、「十堡」にのみ科派する。この「十堡」が〈桑園囲〉の「囲衆」である。同様に、中塘囲の「囲衆」は沙頭堡であり、河澎囲のそれは龍江堡であり、雞公囲のそれは甘竹堡である。

さて、右の慣例が四百年間続くものであり、各堡がこれを守って少しも自己の責任範囲を越えなかったことの実例として、〈桑園囲〉所属基段の修復工事四例を、アの(中略)部分で挙げている。①永樂一三年の海舟堡李村囲決壊では、「十堡修復」(具体的な費用捻出方法は不明)であった。②万曆四〇年に海舟堡の旧堤が決壊し、新堤を建設した時も、「十堡」が田地所有額に応じて科派した(「十堡計畝派築」⁽⁴⁶⁾)。③乾隆四四年の吉贄横基の決壊では、「論糧均派」であった。この場合、吉贄横基は「十堡同修」であることが記述されているから、「十堡」による「論糧均派」となる。④乾隆四九年には、海舟堡李村囲の決壊をはじめ、各処で多くの決壊があったが、「均しく旧章に照らして修復」したという。この場合の決壊が、「小沖決培築」・「沖決過甚」のいずれであったのか、史料10には記述がな

いが、いずれであれ「旧章」（＝「修築章呈」）に照らして行なわれ、「三堡」と沙頭堡の負担はなかったとする。

イでは、今回の李村圀等の決壊に対する対応策が述べられている。まず、〈桑園圀〉の決壊は、南海県（とくに「十堡」であろう）が責任をもって修復すべきである、と原則を確認する。しかし、李村圀の基主業戸たる三姓（黎・余・石）には余力が無（く且つ他「郷」からの援助も期待できな）いので、堅固に修復できる可能性はうすい。そこで、「前事」（＝「修築章呈」）を忘れてはならないが、しかし、何の手立てでも打たないわけにはいかないと述べ、「修築章呈」には無い第四の工事とその費用負担方法を提案する。すなわち、明初以来行なわれていない「通修」を行なって全ての「大隄」を堅固にする（そして、通修の一環として李村圀等決壊箇所の修復も行なうと推測される）。

表2 通修・歳修(C)のための起科の名目（歳修(C)については、注49、参照）

	(一七九四)	(二八七)	(二八三)	(二八四)	(二八〇～二)	(二八八)	(一九五)
南海県の11堡(2)	乾隆五九年	嘉慶三年	道光三年	道光四年	光緒六～七年	光緒四年(1)	民国四年
順徳県の3堡(3)	原捐、続捐	応科銀	(不明)	起科銀	起科銀	丁捐	丁捐・畝捐
	原裏捐、続裏捐	応料銀	(不明)	裏捐銀	裏捐銀(4)	義捐	丁捐・畝捐(5)

(出所) 光緒「桑園圀志」巻八、起科、民国「統桑園圀志」巻八、起科。
 注1.. 光緒14年は「歳修専款」創設のための起科であり、それ以外は「通修」のためである。
 注2.. 11堡とは、先登・海舟・鎮浦・河清・九江・百潞・雲津・簡村・金甌・大同・沙頭。
 なお、11堡以外に、龍津堡は光緒6～7年と民国4年に応科し、伏隆堡は丁捐を除き、すべて応科している。
 注3.. 3堡とは龍江・龍山・甘竹。
 注4.. この時、龍江堡の決壊基段が多かったので、龍江堡の応科銀は堡内の修復工事に用いることになり、通修には用いられなかった。
 注5.. 本来の名目は「裏捐」であった可能性がある。

通修するからには、従来の慣例を変通（「通融」）して「捐助」する、すなわち龍山堡なども費用を援助するべきである。ただし、通修完了後は、従来通り「旧例」（「修築章呈」）を周知徹底させて責任の所在を明らかにし、責任を回避したり、誤解を後に残したりしないようにする、と。

以上の温汝适の認識と主張を整理するなら、①従来の慣例では、大囲に施す工事には、歳修^(a)、小規模修復工事、大規模修復工事の三種類がある。②歳修(a)と小規模修復工事とは、基主業戸の負担で行ない、大規模修復工事は「囲衆」に科派して行なう。③〈桑園囲〉の「囲衆」は「十堡」であり、雞公囲、中頭囲、河澎湖の各「囲衆」は、それぞれ甘竹堡、沙頭堡、龍江堡である。④この慣例は明初以来四百年間の伝統がある。⑤今回は、慣例には無い通修を行ない、その一環として修復工事を行なう。工事費用も、慣例にとらわれずに、龍山堡等も援助する。⑥しかし、通修はあくまで一回限りの特例とし、以後は慣例通りとする、とまとめられる。そして、前述したような温の「大隄」四区分は、大規模修復工事における費用負担の慣例に対応したものであることが判明する。なお、官山涌沿いの堤防については除外するとしても、大囲（温の言う「大隄」）に関する工事の種類とその費用負担の慣例が、温の認識通りであったかどうかについては、温と異なる見解を紹介してから検討したい。

さて、温汝适は、堡内で温汝能・陳応魁の賛同を得た後、九月に広州に赴いて巡撫朱大興にこの提案を示した。そして朱より、関係各堡で合議のうえ「聯呈」せよとの回答を得た。十月に、関係各堡の会議が召集されたが、温はその時の状況を「沙頭・龍江・甘竹、皆な觀望して至らざるは、則ち旧章に拘はるればなり」と述べる。沙頭・龍江・甘竹の三堡は、「旧章」（「修築章呈」）通りの処理を望み、積極的に費用負担する意向がなかったのである。しかし、最終的には、布政使陳大文をはじめとする官僚の勸諭が下り、提案は実現に至った。起科額は、当初、南海県十

一堡が三万両、順徳県三堡が一万両であったが、結局、南海県十一堡が三万五〇〇〇両、順徳県三堡が一万五〇〇〇両と、七対三の割合となった。⁵²

なお、南海県龍津堡所属の五郷は、地理的には桑園田地域に属し、大圃の分管基段もあるが、田地が少ないためであろうか、この時に「以工代費」の形で負担した。このため、起科に応じた「十四堡」のみが、以後の大圃をめぐる諸議論に参加する構成員となっていく。龍津堡は構成員資格を与えられず、「十四堡」の決定に基づく応分の負担をするのみとなる。また、南海県伏隆堡は、地理的には桑園田地域に属していないが、伏隆堡所属の総戸関世沢堂戸が、桑園田地域の田地を所有しているため起科に応じている。ただし、大圃をめぐる諸議論に参加する構成員資格は与えられていない。⁵³

3 嘉慶元年、順徳県三堡の稟文

乾隆五九年の「通修」は翌年に竣工した。しかし、堤防強化のために「石工」⁵⁴すべきとの提案が出、布政使陳大文が承認したので、第二期増強工事＝通修のために、前年の二割相当額が「十四堡」に起科されることになった。だが、龍山堡は「桑園田は原ともと南邑（南海県）地方に係り、南（海県の）圃は南（海県の）修して、向より鄰封に派及せず」の説を掲げて、今回の「再捐」を免除してもらいたい旨を「呈請」した。この請求は、最終的には却下され、江浦埠商（塩商）等の義捐もあったので、「三堡」は前回負担の約一割相当額を拠出することになった。

ここで注意したいのは、吏南科書辦梁玉成が布政使宛稟文の中で、龍山堡の再捐免除要求を却下すべき理由のひとつとして、「伏して査するに「南圃南修、向不派及鄰封」とは、此れ乃ち歲修(a)・小費を指して言ふものなり。大修

の千両以上に在るが若きは、則ち之を通囲に派すること、歷年案有り」と述べていることである。「南囲南修、向不派及鄰封」とは、温汝适が言う「南・順各不相派」を指す。これを、温は「冲決過甚」（大規模修復工事）の場合の負担方法とするが、梁玉成は歲修(a)及び「小費」（小規模修復工事の意味であろう）の場合の負担方法とする。そして、一千両以上を必要とする「大修」の場合、「通囲」に科派する前例が存在すると言う。⁽⁵⁶⁾つまり、慣例に関する異なる理解が提示されているのである。⁽⁵⁷⁾

両者の見解のいづれが蓋然性をもつかは後述するとして、結果的に再捐を負担した「三堡」は、嘉慶元年（一七九六）十月十六日付けの「為工告竣、懇恩飭定旧章、以安永遠事」と題する稟文を布政使陳大文に提出した。これは「三堡」の紳士合計四一名の連名であった。⁽⁵⁸⁾そして、陳大文は批文を出し、龍江堡の「士民」は、これらに序文を付して勒石した。この碑文を収載したものが、「幫修桑園圍稟免成例碑記」（民国『龍江郷志』卷五、雜著、所収）である。

「三堡」の稟文の内容構成は、①従来の慣例とその具体例について、温汝适が述べた内容とほぼ同じものを提示。②今回の「大工」（通修）を「十堡」が前例と見做し、以後、「三堡」の援助に依存して歲修(a)を十分に行なわない可能性に対する危惧を表明。南海知県を通じ、「十堡」が歲修(a)をきちんと行なうよう指示することを要求。③「囲身を侵損」する者が多いので、「十堡」が禁約を作つて相互監察することを要求。④今後の修復工事は、従来の「十堡旧日章呈」に依拠することを要求。⑤最後に、「此次、通囲に均攤して大修するも、輒なすく引きて例と為し、以て諉卸を滋くすべからざらん」と述べ、今回の「大修」＝通修を前例とはしないことを、布政使の名で明示することを要請となつている。

陳大文の批文は、「惟だ乾隆五十九年は、桑園等の田の冲決すること甚だ多く、工程は浩大なり。南順の二県の各基田は、地界毗連すれば、是を以て順邑の業戸を合せて幫捐せしむ。原とも一時の從權に属すれば、未だ援きて以て例と爲すに便ならず」と述べ、今回の「三堡」の「幫捐」は、一時的便宜的な処理であり、前例とするには適當ではないことを公的に承認した。したがって、梁玉成の見解は、布政使によって公的に否定されたことになる。また陳は、南海県の「各田の業戸」が各基段を責任をもつて保護・修復するように、広州知府・南海知県を通じて「章呈」を作することを命じた。

さて、慣例に関する「三堡」の見解は公的には承認を得たが、それは歴史的事実であつたらうか。乾隆五十九年以前の修復工事の負担方法について言及した史料のうち、依拠するに足る史料としては、二点がある。第一は、温汝适が挙げた万曆四〇年の海舟堡の事例に言及した次の史料である。

史料11・順治『九江郷志』、卷一、田(27葉表)

李村田は海洲堡ウツの分に属し、本郷(九江堡)の上游に居り。向に水を被りて割らるれば、圩(九江墟)内崩陥して幾んど尽きたり。經に朱太一・朱石室の両公倡して呈するに、制台下して議せしむれば、海防の晏公據忠詣りて勤しんべて謂はく、「此の堤、洪流に逆障すれば、河伯の必ず争ふ所と為らん。須く数十丈を退くべし。別に一基を創らば、方めて患を免るべけん」と。議を定めて計三百丈有奇は、十堡を以て畝を計りて派して築せしむ。

この史料は、順治十四年(一六五七)刊行の文献であり、後代の影響を受けておらず、且つ「十堡」に属する九江堡の文献である点に価値がある。これによれば、万曆四〇年事例に対する温の理解は正しいことが判明しよう。

第二は、光緒『九江郷志』卷四、建置略、田の二つの按文である。ひとつ(40葉表)は、大田諸工事の費用負担に

関する「向例」を述べる。すなわち、「歳収(修)」と決壊の修復とは基主業戸の任務であるが、修復工事の規模が大きく且つ基主業戸が独力で修復できない時には、「通囲の紳士」が酌量して相応の援助をする、と。これは、後述する「道光一四年章呈」の第一条が述べる「旧章」を省略引用したものである。そして、按文は、「然れども西囲は東囲に派せず、南・順各々相ひ派せざること、相沿ふこと己に久し」と注釈している。もうひとつ(40葉裏)は、乾隆五九年「通修」について、「一時の権宜に属すと雖も、百世の準則と為すべし」と述べている。すなわち、光緒『九江郷志』の編纂者の「向例」、及び乾隆五九年通修の本来的性格に対する認識は、温汝适のそれと同じである。光緒『九江郷志』は後代の文献ではあるが、「十堡」に属する九江堡の発言は、「三堡」や沙頭堡の発言よりも客観性が高いであろう。以上より、「修築章呈」に関する温汝适の見解は、蓋然性が高いと言えよう。⁶⁰⁾

4 嘉慶二年章呈と沙頭堡

さて、温汝适等の認識では、沙頭堡も、「三堡」と同様に、〈桑園囲〉の工事費用負担の義務がなかった。しかし、乾隆五九年〜嘉慶二年における沙頭堡の立場には、「三堡」とは異なるものがある。三点から考察してみよう。

第一は、二度の通修における沙頭堡の捐銀名目は、「十堡」と同じ「原捐」「続捐」であり、「三堡」と異なっている(表2、参照)。第二は、嘉慶元年の梁玉成稟文は、龍山堡が再捐免除を「呈請」したので、龍江・甘竹両堡もこれに倣って「觀望」するであろうと危惧するが、沙頭堡についての危惧は表明されていない。第三は、嘉慶二年に新たに定められた章呈(以下、嘉慶二年章呈と呼ぶ)における位置付けである。この章呈は、歳修(a)における「鄰堡加

結」、基身損壞の禁止等の内容とするものであり、嘉慶元年の「三堡」稟文がその作成を要求し、陳大文がこれに同意して命令を下した結果作成されたものと言えよう。そして、章呈の前文は、作成参加者が十一堡であることを述べている。⁽²⁾この中に、「十堡」が含まれ、「三堡」が含まれないことは疑い無い。残る一堡は、表2及び注53から沙頭堡と見做せよう。つまり、「三堡」の要求とは異なり、沙頭堡を加えた章呈が作成されたのである。

したがって、沙頭堡は、乾隆五九〇嘉慶二年に、第一・二の理由から、大圃の大規模修復工事の費用負担において、また、第三の理由から、歳修(a)の相互監視等において、「十堡」との共同関係を形成したことになる。温汝适等の見解のうち、「南圃南修」説は公的に承認されて存続したが、「西圃不派北圃」説は存続しなかったことになる。

本章での検討をまとめれば、①乾隆五九年以前の慣例として、大圃の工事には、歳修(a)、小規模修復、大規模修復の三種類がある。②歳修(a)と小規模修復は基主業戸の負担であり、大規模修復は、〈桑園圃〉ならば「十堡」の負担であり、他の三圃ならばそれぞれ沙頭・龍江・甘竹各堡の負担である。③乾隆五九・六〇年通修は、慣例に無い工事であり、一回かぎりの特例として行なわれた。④順徳県「三堡」は、大圃維持の費用負担に関して、南海県「十堡」或いは「十一堡」との共同関係形成を希望しておらず、これは布政使に承認された。⑤乾隆五九〇嘉慶二年に沙頭堡の位置付けは変化し、歳修(a)の相互監察や大規模修復工事の費用負担に関して、「十堡」との共同関係を形成した、等となる。なお、森田氏は、乾隆五九年以前の慣例において、大圃諸工事に三種類があったことを明確にせず、また、大規模修復工事における負担範囲に区分があることを見落としている。その結果、③④⑤の各点までは論究が及んでいない。

三 大囲の諸工事とその費用負担 (2)

1 嘉慶二三年章呈

嘉慶二三年(一八一七)、九江堡と河清堡の外囲⁽⁶³⁾、ならびに海舟堡の三Y基が決壊した。このうち、前者は基主業戸が独力で修復工事を行なったが、後者の基主業戸は独力で修復工事を行なう余力が無いため、とりあえず自ら官より「帑銀五千両」を借り、「水基⁽⁶⁴⁾」を築いて晩稻の田植えに備えた。なお、「帑銀五千両」は、当該基主業戸が返還することになった。その後、総督阮元の勸諭が下り、乾隆五九・六〇年に次ぐ三度目の通修を行ない、同時に三Y基の冬の本格的修復工事を援助することになった(表2、参照⁽⁶⁵⁾)。

さて、嘉慶二三年に新たに章呈が作成されている(以下、嘉慶二三年章呈と呼ぶ⁽⁶⁶⁾)。これは、広東省が藩庫・糧道庫から合計八万両を借り、これを毎月一分で「発商生息⁽⁶⁷⁾」し、毎年の利息九六〇〇両から元金返済に充てる五〇〇〇両を引いた四六〇〇両(これを「歳修專款⁽⁶⁷⁾」(b)と言う)を、嘉慶二四年以降、桑園囲の歳修資金とすることに關連して制定されたものである。以下、その主な内容とその制定主体について検討したい。

まず、歳修工事について、その重要性を確認するとともに、歳修(a)に加えて歳修(b)を新たに規定している。すなわち、歳修(a)は、「旧例」に照らして各堡⁽⁶⁸⁾が行なうことを基本とするが、決壊の危険性が高い(「險要」)基段については、総理・紳士・首事⁽⁶⁹⁾との協議により、歳修專款(b)を用いた歳修(b)を行なうこととする(第一・二・三条)。なお、

歳修専款(b)を官から受け取る総理は四人おり、「十四堡」から公挙することになっている。これは、歳修専款(b)が「十四堡」の共同利用⁽¹⁰⁾に関わるものだからである。

次に、決壊基段の修復費用について、次のように規定している。

史料12…光緒「困志」卷十一、章呈、嘉慶二三年章呈、第二条

倘し年深く日久しくして、或ひは沖卸・漫口有らば、立時^{たちち}の攔築は該管業戸に責成して自ら捐修を行なはしむ。倘し該管業戸、如し果たして力薄くして支え難くんば、通^と・困^く・酌^{じやく}量^{りやう}して(攔築を)幫助せん。隆冬を俟ちて大隄を築復するは、則ち通^と・困^く・協^{きやく}力^{りき}し、仍りて各堡由り応に用ふるべきものを科派す。即^{すな}ひ敷^たらざる有りとも、息銀を酌支して幫補せば、方^{むか}めて之を永遠に垂るるべけん。

すなわち、嘉慶二二年に通修したが、時日が経って大困が決壊した場合、①決壊直後における「攔築」(水基の建設)は、基本的には基主業戸^{きしゆぎやう}の責任とするが、しかし、当該基主業戸に余力が無い場合は、「通困」的⁽¹¹⁾幫助を行なう。②冬に決壊基段の本格的修復工事を行なう時には、「通困」的協力により関係各堡が科派⁽¹²⁾して必要な資金を調達する。これで不足する場合には、歳修専款(b)を都合して支出する。つまり、冬の本格的修復工事の費用については、決壊基段の基主業戸には、田地所有者として科派に応じる義務はあるが、基主業戸としての負担義務は無いのである。

さて、「通困」が指示する範囲は何であろうか。これは、本章呈の作成主体が誰であるかの問題と関係しよう。作成主体について史料が提供する情報は、「桑園困」総理羅思瑾⁽¹³⁾という代表者名とその肩書⁽¹⁴⁾だけである。この肩書きから、南海県「十一堡」の関与は確実であろう。「三堡」の関与の有無について検討してみよう。

第一に、この章呈が問題対象としている大困は、「査するに、桑園の一困は、正に西江の頂衝に当たる」(第一条)

等から、所謂西囲であり、北囲は含まれていない。なお、甘竹堡の雞公囲も含まれていないであろう。

第二に、嘉慶二二年に総督阮元は、大囲の人為的損壞（護隄樹木の伐採など）を禁止する「嚴禁砍伐隄樹盜葬墳墓私挖魚塘示」（光緒「困志」卷十一、章呈、嘉慶二十二の条）を出している。そして、本章呈第六条には、この「示」に対応する規定がある。したがって、次の可能性が考えられる。すなわち、嘉慶二二年の決壊基段は南海県属であるにもかかわらず、阮元の勸諭によつて「三堡」は援助した。そこで「三堡」は、嘉慶元年と同じく今回も、勸諭を下した阮元に対して、南海県「十一堡」に嘉慶元年と同様の命令（「示」）を出すことを要請し、その結果、本章呈が作成された、と。

第三に、後述する如く、本章呈は、「三堡」を加えて制定されたことが明白な道光一四年章呈とは、修復工事の負担原則が異なっていることである。

以上から、本章呈は南海県「十一堡」のみで作成された可能性が高い。本章呈に、「十四堡」から四人の総理を選出する規定はあるが、それは歳修専款(b)が「三堡」との共同使用に係るため、歳修専款(b)の利用に関連して言及されただけであろう。つまり、歳修専款(b)の共同利用母体という枠組では、南海県「十一堡」と順徳県「三堡」との間に恒常的關係が形成された可能性はあるが、工事の費用・負担の面では、「十四堡」の間に共同負担の慣例はまだ成立していないと考えられる。また、この章呈には通修についての規定は無い。これは、乾隆五九〜嘉慶元年時期と同じく、通修を前例としない見解が保持されていたことを示唆しよう。

2 道光十四年章呈

歳修専款(b)は嘉慶二四年に一度支給されたが、翌年に南海県の伍元蘭・伍元芝及び新会県の盧文錦の三名が合計十万両を桑園圀のために義捐し、これを用いて桑園圀が「石隄」化されたので、督撫は歳修専款(b)を暫らく桑園圀に支給せず、再び必要が生じるまで、他の圀の堤防工事に貸し出すことにした。⁽⁷³⁾しかし、道光一三年(一八三三)五月、三丫基等多くの基段が決壊した。総督盧坤は、上奏して四万五千両を借りるとともに、命令して乾隆五九年の起科額の四分の一を起科し、「大修」⇨通修と三丫基の「帮築」(修復工事の援助)とを行なわせた。四万五千両のうち、四万両は嘉慶二五年以降支出されずに蓄まっていた歳修専款(b)で返還し、残りの五千両は「税畝」に按じて科派し、五年間で返還することになった。⁽⁷⁵⁾

さて、道光一四年に、新たに章呈が作成されている(以下、道光十四年章呈と呼ぶ)。これは、督撫等から地方志に掲載して遵守するべく、今後の桑園圀の維持・管理に関する規定を協議・作成せよとの命令を受け、「十四堡」の進士・舉人以下七九名が協議・作成したものである。⁽⁷⁶⁾本章呈の第一条「各堡基段、宜循照旧章分管保修、以專責成也」は、まず、「旧章」の内容を概述し、吉贊横基が「通圀」⁽⁷⁷⁾の「公修」であるのを除き、歳修(a)と決壊基段の修復工事(応急工事たる「水基」の建設を含む)とは、基主業戸の責任であることを確認する(史料8、参照)。次に、乾隆十年以降の工事の具体例を挙げる。そして、基主業戸に修復を行なう余力が無く、且つ多くの大圀が崩壊(「圀卸」)した時に、例外的に起科して「大修」⇨通修を行ない、同時に修復を幫助したことはあるが、基本的には基主業戸の負担で修復を行なったことを示す。また、今回のように、国家から多額の銀両を借りて「大修」と修復工事の援

助とを行なうのは、一時の便宜とし、前例とすべきではないことを述べる。そして、今後の大囲の維持・管理について、以下のように言う。

史料13…光緒『囲志』卷十一、章呈、道光十四年章呈、第一条

ア（前略） 応に請ふべからん、飭令して嗣後も仍ほ各々旧章に照らして辦理せしむるを。吉贄横基は公修するを除くの外、其餘の各基の冲決する有るに遇はば、水基・大基を論ぜず、均しく経管せる基主業戸に帰して自ら修築を行なはしむ。其れ或いは工程浩大にして、基主業戸独力にて支え難くとも亦其れ（経管せる基主業戸）を責めて趕緊に先ず水基を築き、以て晩禾を顧みらしむ。冬晴に到つて大基を築復する時には、通囲の紳士随時酌量し、其の決口の大小、工程の軽重、基主業戸の貧富・丁口の多寡に按じて、時に因りて権衡・酌幫して事を集す。工竣はれば、仍ほ基主に帰して保固せしむ。

イ 倘し通囲の各基均しく卸爛有りて、公同して稟官し、通囲の当に修すべき基・竇を將つて逐一勘估せば、方めて乾隆甲寅の大修の事例に照らし、南七順三に按じ、糧を論じて通派し、囲内の公明幹練なる紳士を公奉して董理せしむ。（董理の紳士の）估費を將つて基主業戸に交給し、責令して領修・保固ならしむ。工竣はれば、董理の紳士より核実・驗収し、浮冒あらば責賠せしむ。

ウ 若し大修すると潦決せる大基を築復すると同時に並奉せば、通囲の応に修すべき基・竇と決口工程との勘估を將つて画清し、亦決口の大小、工程の軽重、基主の貧富・丁糧の多寡に按じて酌量し、基主に責成して衆派の外に、仍た工費若干を出ださしめ、然る後に衆の幫築に帰す。大修と幫築とを分別して辦理し、全て大修の名に借りて銀を科し、専らに決口を築きて、偏枯有るを致すを得ず。（後略）

アは、歳修(a)と決壊基段の修復工事については、今後も、「旧章」に照らして行なうべきことを述べた部分である。ただし、冬の大囲修復工事の場合、基本的には「基主業戸」の責任とするが、工事規模が大きくて基主業戸の力だけでは無理な時には、通囲の紳士が随時酌量して援助すること、⁽⁸²⁾しかし、決壊直後の応急処置である「水基」建設は、基主業戸の負担で行なわせ、通囲の援助を行なわないこと、以上を追加規定している。

イは、「旧章」には無い工事である「大修」⁽⁸³⁾通修に関する部分である。すなわち、桑園田地域のどの堡の大囲も「卸爛」となり、「十四堡」全体で官に要求し、官が工事を加えるべき大囲と竝に必要な費用を見積もった場合を「大修」⁽⁸⁴⁾通修とし、この時にはじめて、乾隆五九年の事例に照らして税糧額を対象に科派する、と。なお、ウで「大修」と「幫築」との弁別を強調しているから、どんなに大規模な修復工事でも「大修」⁽⁸⁵⁾通修ではないことになる。

ウでは、「大修」⁽⁸⁶⁾通修と「幫築」とが同時に行なわれると混同が生じやすいが、各工事を弁別し、決壊基段の基主業戸には、修復工事の費用を応分に負担させるとする。

この章呈から窺える特徴を、次のように整理できよう。①大囲諸工事の費用負担に関する「十四堡」を構成員とする章呈が初めて作成された。②乾隆五九〇嘉慶元年には、「三堡」は通修を前例としないことを主張しており、嘉慶二三年章呈でも、通修に関する規定は無く、通修を前例としない方針が続いていたと考えられる。しかし、本章呈は、通修を今後行なわれるであろう工事として位置付け、その工事の定義と負担方法を規定している。これは、通修を慣例としたことを意味する。⁽⁸⁷⁾③冬の修復工事について、「十四堡」による援助を認め、⁽⁸⁸⁾つまり、通修の負担と冬の修復工事援助とについて、「十四堡」の共同負担関係が定式化されたのである。

以後、度々大囲が決壊するが、その修復工事は、基本的には道光一四年章呈に基づいて行なわれる。ただし、道光

二九年以降、歳修専款(b)を修復工事に流用したり、或いは「十四堡」に税糧額に照らして科派したくとも、凶作のためそれが不可能になったり、さらに通圀的科派に対し、龍山堡の一部紳士が「裏捐」を口実に応じなかつたりという事態も現われ、この章呈が十分に機能したとは言えない面も出てくるが、本稿では詳細を省きたい。なお、咸豊・光緒期に、歳修専款(b)が軍餉に流用されたため、光緒一四年(一八八八)に、主に丁捐科派により、「十四堡」が独自の歳修専款(c)を創設している。

このように、道光一四年には、大圀維持の費用負担に関する一定の共同関係が十四堡間に形成される。しかし、十四堡間には、治水・水利環境の相違にもとづく矛盾・対立も存在していた。以下では、この問題を検討していこう。

四 開発と子圀建設

1 大圀以外の諸施設とその費用負担

大圀以外の治水・水利諸要素に関する管理責任や費用負担について見ておこう。桑園圀内部の水路たる渠・涌、子圀、及び大圀・子圀に付設されている竇・閘について、光緒「圀志」卷十三、渠竇、序文は、「竇・閘を修葺し、渠・涌を疏濬するに、祇だ本方の資を以て本方の利を興し、公項を動支する能はず、亦他方に派及するを得ず。(中略)若し夫れ各子圀ならば、大圀の中に包裹つつまれ、一方の利を為すこと渠・竇と等し。子圀を修するに公項を動支せざること、亦渠・竇を治むと等し」とあり、また、全、卷八、起科、光緒七年の条には、「桑園圀内に各々子圀有る

も、皆該堡自ら修築を行なふ。子囲を修するに就きて論ずれば、九江の一堡は、本年に修基銀を費やすこと二万の多きに至るも、皆自ら籌款を行ひて修築す」とある。さらに、民国『囲志』卷十三、渠寶、序文に、「向例、渠・寶は各堡に帰して自理せしめ、所有の修費は公項を動支せず、亦鄰堡に派及せず」とある。すなわち、受益の観点から、これら諸要素の管理責任や費用負担は、最大でも堡内で完結するのが原則であり、この点が大囲の場合とは異なっているのである。⁽⁸⁸⁾以下では、特に子囲について考察を加えよう。

2 下流部の開発と子囲

次に、子囲の分布について検討してみよう。

史料14・光緒『囲志』卷十三、渠寶附子囲、按文

桑園囲の西北は高くして東南は下し。故に、先登・簡村の諸堡は、但だ〔大囲付設の〕寶穴有りて以て旱潦に備ふるのみ。沙頭・龍江・九江の諸堡は、勢は下流に居り、兼ねて獅額口・龍江口の倒灌の水を受くれば、内河の兩岸に沿ひて捍るに子囲を以てし、寶・閘を多設して時を以て啓閉せざるを得ず。

「寶穴」とは、大囲を穿つた寶を指す。さて、先登・簡村等の地勢が高い上流部の「旱・潦」防止施設は、大囲以外には寶だけという。上流部に子囲が無いのは、その中心課題が内水排泄にあり、子囲の存在が排水の支障になるからである。しかし、沙頭・龍江・九江等の下流部は、上流部からの排水と「倒流」とから守るために子囲を建設し、また、子囲内部の灌溉・排水のために寶・閘を子囲に付設する必要があるという。⁽⁸⁹⁾つまり、子囲の分布は、桑園地帯における治水・水利環境の相違を如実に反映しており、上流部は子囲を必要としないが、下流部は必要なのである。

清末・民国期の子囲分布を史料で検証すると、やはり大部分が九江・沙頭・龍江・龍山・甘竹の下流部五堡にあることを確認できる。それ以外には、大同堡の白飯囲・新慶囲があるだけである（地図3・4及び後述、参照⁹⁰）。

それでは、子囲はいつ頃から建設され、それによって下流部にどのような変化を与えたであろうか。管見史料の中では、九江堡の子囲中最古である東方囲について、次の説明がある。⁹¹

史料15・光緒『九江郷志』巻四、建置略、本堡子囲、東方囲の条。

西潦漲る時、惠民竇は已に閉^とと雖も、然れども獅領口より倒灌して入る。或いは水勢稍大ならば、龍江驟^{こぶか}には宣洩し難く、瀾漫羨溢^{みちあふ}る。囲の以て之を障^{よそ}ぐ無ければ、則ち淹浸頻^{しんすいひんぱん}仍して、居人の患と為る。明嘉靖間、参政陳万言始めて建築を為す。

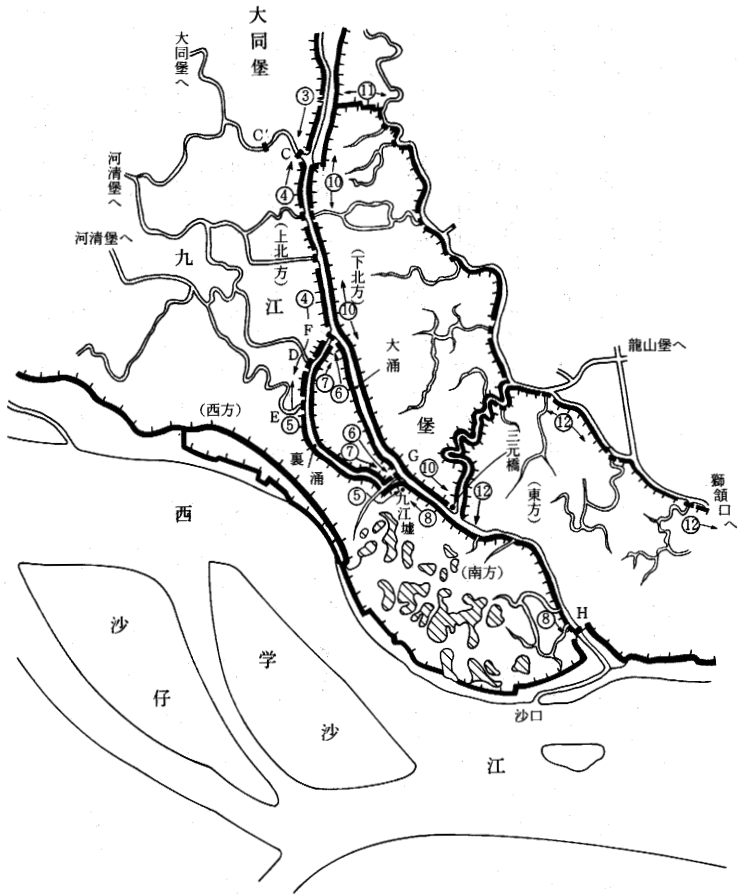
西江増水時には、外河に面した惠民竇（地図4—H）を締めて外水の直接流入を防ぐが、獅領口から外水が「倒流」してくる。その水勢がやや大きい場合には、龍江口からすぐには排水できず、「内河沿いの自然堤防から」水が溢れて農地を浸水させていた。そこで東方囲を建設したのである、と。すなわち、子囲建設の目的のひとつが、「倒流」による水害防止にあることを確認できよう。しかし、子囲建設は、より積極的な目的ももつ。

史料16・『龍山郷志』巻一、輿地畧一、地図、旧志龍山図説の条。

考するに、元宋以前、山の外は皆な海なり。潦水、歳ごとに患を為し、民は高阜に依りて居り、未だ盛んならず。越えて明代に諸堤を修築す。是に于いて海は桑田に變じ、烟戸始めて衆し。

桑園囲地域では、内河を含めて、河川一般を「海」と呼ぶ。龍山堡は、外河に直接接していないが、宋元時代には大水（「潦水」）が害をなしていた⁹²。このため、人間の居住空間は山地丘陵といった小高い場所に限定され、収容し得

地図4 咸豊11年、「大涌」南半の子田と開



珠江デルタ桑園田の構造と治水組織

流部の) 田は淹を被れば、能く爲力する無きなり。桑株は、年々の種蒔、須く時節に按ずべきに非ざるなり。田禾は、種蒔時を過ぐれば則ち収無し。

補足しながら整理すると次のようになる。稲田の場合、第二期作の田植えが増水期と重なっており、もし稲田が積水すると田植えができず、収穫を得られない。一方、桑基魚塘の方は、桑基は盛り土して高くなっており、稲田よりも水害を被りにくい。しかも、桑樹は数年に一回植え替えるものであるから、田植えのよきに時候を気にしなくてよい、と。つまり、桑基魚塘は、稲作に比べ、この地域の治水・水利環境により適合的なのである。なお、桑基魚塘への転換には一定程度の資金が必要であるが、桑栽培は養蚕・製糸業を生み、女性を含めて多くの就業機会を提供して人口増加を支える基盤となろう。この意味で、下流部における桑基魚塘への転換は、開発の「質」的拡大をももたらすと言えよう。

下流部は、その地勢条件(及び「開口」構造)に規定され、大囲で水害を防ぎ得る範囲に開発可能な地理的範囲は、大囲近辺と山地丘陵の付近等ごく一部に限定されていたと考えられる。このため、開発の進行は、上流部に比べて遅かったと考えられる。しかし、明代以降における雞公圍建設、「倒流港口」閉鎖、そして子圍建設の進展は、下流部における開発可能な地理的範囲を拡大し、開発の「量」的拡大を可能にした。また、桑基魚塘への転換は、開発の「質」的拡大をも可能にした。なお、子圍や寶・圃といった施設の増加は、桑園圍地域の治水・水利環境を内部的に変化させる要素をも内包していた。この点については、後論することにした。

3 清末、上流部の治水構造

(1) 道光年間、新慶・白飯両囲の増強工事

上流部の大同堡にも子囲と子囲付設の閘がある。以下では、上流部における子囲・閘の配置と、その役割・維持費用の負担等の問題を検討し、道光年間以降における上流部の治水・水環境の変化を考察する(地図3・4、参照)。

「倒流」の流路のうち、上流部に関係するものは甘竹堡獅領口―九江堡三元橋―大同堡―沙頭堡―龍江堡龍江口或いは歌溶口である。三元橋から沙頭堡へ通じる内河はとくに「大涌」と呼ばれているが、清末には、この「大涌」兩岸に、子囲と閘とが連続して配置されていた。「大涌」東岸の子囲は「東囲」(大囲について言う東囲とは異なる)と呼ばれ、北から沙頭堡の中頭囲く九江堡の玉帶囲の二つがある(「」は連結している印)。西岸の子囲は「西囲」(大囲について言う西囲とは異なる)と呼ばれ、北から沙頭堡の温村囲く北坡閘く大同堡の白飯囲く南坡閘く大同堡の新慶囲く新坡閘く九江堡の北方囲く西方囲(咸豊十年以降は五約囲)く南方囲と連なっている。

光緒「困志」巻四、修築、同治五年の条は、①西江から「倒流」する水勢と、北江から「倒流」する水勢が均衡した時には、水が獅領口・龍江口のいずれにも排出されず、とくに中頭囲・温村囲・白飯囲・新慶囲付近に滞留し、この四囲を決壊させる恐れがあること。②そして、「東囲」の場合、決壊しても水は地勢の低い龍江の方へ流れていくので、排水は速い。しかし、「西囲」の場合、「大涌」沿岸には子囲があるが、その西側には子囲(陸地に築く「横間基」も含めて)が全く無い。このため、ひとたび「西囲」が決壊すると、水は「十堡」全域にまで「倒流」して浸水させる。排水は、「大涌」の水位が低くなり、決壊箇所や閘を通して水が退くのを待たなくてはならないので、排水

は遅いことを述べる。上流部について整理するなら、清末には、「倒流」による水害が上流部全体に及んでいたこと、上流部の「倒流」防御施設は「大涌」西岸沿いに連続する子囲・閘の線しかないこと、この線から破水・溢水すれば、「倒流」が上流部全域に広がること、とくに危険な箇所は、温村囲く白飯囲く新慶囲付近であること、となる。

清末の上流部における「倒流」問題を「大涌」の北半分から検討しよう。地図2は、同治五年（一八六六）における「大涌」北半分の子囲・閘の配置を图示したものである（閘は、主要なもののみ）。

史料19・同治『南海県志』巻七、江防略補、囲基、桑園囲新慶囲の条

道光丙午（二六年）より、鎮涌・百教等の堡謂はく、此の囲ひとたび崩るれば、害を貽すこと甚だ遠し、と。自願して自己の「大囲の」基段の応に得べき所の歳修銀量（両）を將つて資助と為し、銀二百両を撥して新慶・白飯に交し、これが為に倡捐す。是の年、水退きて後に、險基を將つて遍く培補を行なふ。

従来、新慶・白飯両囲は、直接的には大同堡を「倒流」から守っていたが、間接的にはより上流の地域も守っていた。しかし、他堡が両囲の維持費用を負担したり、援助したりすることは、慣例に照らせば無かつたと思われる（四一・一、参照）。しかし、道光二六年（一八四六）に、上流の各堡は、両囲の増強・補修（「培補」）のために、自己の大囲に使用すべき歳修銀兩という十四堡の公金を流用して援助した。これは、上流部の安全確保のためには、両囲の強化が極めて切実になっていることを物語っている。

さらに、咸豊七年（一八五七）には、基身が薄く鼠穴が多い白飯・新慶両囲の増強工事が、「十堡修築公款」により「聯修」され、咸豊九年（一八五九）にも、「十堡」が新慶囲を「聯修」した。つまり、咸豊年間には、両囲の増強工事費用は「十堡」の共同負担になっていた。以上、新慶・白飯両囲については、道光二六年以降、特例的に「十

堡」による援助、或いは共同負担による増強工事が行なわれ、「倒流」対策が進行したことが判明しよう。

(2) 同治五年、「十堡横櫓基」の建築

新慶・白飯両囲は、破水・溢水といった危急の事態が迫っても、「大同の囲内は、農人衆多なれば、搶救亦易し」と言われており、搶救活動が十分に行なわれていた。新慶囲の南に連接する九江堡の北方囲等については、「九江の囲は、人居稠密にして、地に墟市多ければ、巡邏嚴密にして潰決甚だ稀なり」とあり、決壊等の心配はあまりなかった。さて、「大浦」北半の「西囲」のうち、温村囲については問題点が指摘されている。すなわち、温村囲の住居は多く堤防に面しており、堤防を増高・拡張できない点、温村囲の「業戸」（主に地主）は、多くが「富商・巨賈」で囲内に居住していないため、搶救時諸費用の責任所在が不明瞭であり、また、農地が浸水することを意に介していない点、温村囲の佃戸は「外来の蛋民」であるため、搶救に非協力的である点、等である。

温村囲の維持・管理状況はかように劣悪であり、破水・溢水の危険性は、他の三囲に比べてはるかに高かった。そして、温村囲危急の時には、大同堡の人々がまず搶救に駆け付け、次に「十堡」に伝鑼して「公同救護」することになったのだが、「十堡」間で搶救内容やその費用負担に関する明確な規定を作っていなかったため、費用負担をめぐる紛糾・矛盾が生じた。かような矛盾を根本的に解決するため、同治五年（一八六六）十月、拳人陳鑑泉らの首唱で「十堡」の紳士による会議が行なわれ、西樵山の麓の沙頭堡大坑村から北坡間に通じる「大坑路」沿いの平地に、「十堡横櫓基」を建設することが決定した。これにより、「十堡」は、西樵山く「十堡横櫓基」く北坡間く白飯囲……と連続する線で守られることになった。なお、土地の買収費を含む建設費用は、主として「十堡の田畝」を対象に起料し

て検出された。堤防の名称に「十堡」が冠せられているのは、この堤防で守られるのが、「十堡」のうち、九江堡の「東方」・「下北方」両地域を除いた部分の「九堡半」であるため、概数として「十堡」が用いられているからである。以上、「大涌」西岸の北半分では、道光年間以降、大同堡自身の負担に加えて「十堡」による援助・共同負担があり、「十堡横檔基」から新坡閘に至る「倒流」防御構造が構築・強化された。これは、西江・北江両江からの「倒流」が均衡した時を想定したプランであるが、しかし、少なくともこの時には、上流部の内水排泄を一定程度犠牲にするプランでもある。したがって、「倒流」防御と内水排泄との矛盾について、上流部がどのような総合的プランを有していたかが問題となる。この点は、「大涌」西岸の南半分を見た後に、章を改めてから検討することにした。

(3) 九江堡の子囲と閘

新坡閘の南に接続する九江堡の子囲・閘について考察しよう。地図4は、咸豊二年（一八六一）における子囲・閘の配置を示す。咸豊二一年以前は、北方囲と西方囲（途中、烏布牒と大稔牒の二閘がある）と南方囲と配置されていた。すなわち、「大涌」の水が、探花橋口と潭匯橋口から「裏涌」に「倒流」する場合、大稔牒と烏布牒の両閘を閉めて上流部に流入しないようにする。しかし、両閘を閉めると、行き場の無くなった水が、「裏涌」沿いの北方囲・西方囲を決壊させ、上流部にも被害を与えていた。そこで、咸豊二一年、九江堡の進士朱次琦らの主唱で、翹南・侯王・大稔・太平・万寿の五約が共同して五約囲、ならびに大伸涌口牒と曇涌口牒の両石閘を建てた。この結果、「是より夏潦盛んなりと雖も大涌の水、裏涌に流入する能はず。前患、失るが若し。河清・大桐以上の諸堡亦その利を受く」と、「倒流」防御に効果をあげたのである。

さて、問題とすべきは、これら「倒流」防御の役割をもつ子囲の費用負担である。光緒『九江郷志』巻四、建置略、本堡子囲、北方囲の条は、「此の囲、本堡の附近の各村荘の経管するに属すと雖も、ひとたび決溢有れば、則ち上游の鎮涌・金甌・簡村・百濬の諸堡均しくその害を受く」と述べ、上流各堡に対する安全保障の役割を強調している。しかし、北方囲の維持費用を、他堡が援助・共同負担することを示唆する記述は無い。五約囲（及び両圍）についても、右記の如く、上流各堡に対する安全保障を強調するが、その建設費は五約のみの負担であった。また、四―一で紹介したように、光緒七年（一八八一）における九江堡諸子囲の維持費用には、他堡の援助・共同負担は無かった。したがって、新慶・白飯両子囲とは異なり、九江堡の北方・西方・五約等の子囲については、少なくとも光緒七年まで、他堡の援助・共同負担は無かったと見做せよう。かような相違をもたらす治水・水利上の理由については、五―2で検討することにした。

五 「開□」から「閉□」へ

1 光緒く民国、上流部と下流部の対立

乾隆年間以降の下流三デルタの沙田増加は外水を滞留させた。これは桑園囲地域下流部に「倒流」の増加をもたらすであろう。これが嘉慶年間以降における下流部での子囲建設が増加するひとつの理由と考えられる。そして、子囲の増加は上流部の治水・水利環境へも影響を及ぼした。

史料20・光緒『困志』卷三、江源、按文(13葉表)

按ずるに、西樵山の泉は、三漕諸海の発源する所たりて、皆な桑園圃の内水なり。往時は、水道暢流し、西北二江は随つて漲り随つて消うれば、内水患を為す能はず。近ごろは、下游(下流三デルタ)の沙田増築すること日ごとに多く、「河道の」紆曲殊に甚だし。外水既に盤旋して退かざれば、内水は即ち宣洩に期無し。幸ひに歌濬口、獅額口、九江の沙口、官山海口は広闊深通にして、水勢の趨る所に、尚ほ道を梗ぐもの無し。ゆえに田禾は猶ほ時(晩稻の田植え)に趕ふを得、桑株は久しく淹るを致さず。(後略)

この史料執筆時期は、下流三デルタの沙田増加に言及している点と、光緒『困志』の刊行(光緒一五年)以前である点から、一九世紀前半から同治年間頃と思われる。すなわち、最近の下流三デルタにおける沙田増加の影響で、外水が桑園圃付近に滞留し、内水の排泄が進まなくなった。しかし、歌濬口、獅額口、九江の沙口、官山涌口等は河道が広く深く、阻害するものが無いので(内水はまだ排泄することができ)、晩稻の田植えに間に合い、桑も浸水しないですむ、と言う。しかし、次の光緒一八年頃の史料では、事情が異なつて来る。

史料21・民国『困志』卷十二、防患、「上九堡致下五堡書」

ア(前略)方今、下流(桑園圃地域の下流部)の子圃は、増築すること日ごとに多ければ、参口有りて宣洩すと雖も、上流の諸水猶ほ其の壅滞を患ふ。田畝は頻年淹を被り、村落の水の中央に在る者所在に多く有り。情形、実に五堡と同じなり。

イ近年、「上流部の」業戸、田稼の収無きを患ひ、多く桑基に改作するも、而れども内水愈々漲る。昔、地勢最も高きを称する所の者も、今は亦多く淹及べり。水愈々漲りて消うること愈々遅く、田禾愈々問うべからざるに、

猶ほ復た下流よりその閉塞を増せば、上流の各堡得て沢国を成さざらんや。(中略II史料18)

ウ今日、上流の各堡の受くる内に漲る水患を以て、五堡の水患に比ぶるに、尤も劇し。此れ亦地勢の然らしむるものにして如何ともすべき無き者なり。

アでは、下流部の子圃増加で、下流部の内河が疏通せずに「三口」からの排水は遅くなり、上流部の内河水位が上昇する。このため、上流部の稲田は連年浸水し、居住区域(「村落」)すらも水没する有様である、という。なお、「情形、実に五堡と同じ」とは、上流部が内水排泄の困難によつて受ける水害状況が、下流部が「倒流」の害によつて受けるそれと同じであること言つたものであろう。

イは、排水困難な状況下で、上流部の「業戸」(地主)は、稲田から桑基への轉換を行なつたが、「遊水池となる低田が減少したことも加わつたためであろうか)内水の水位は上昇し、昔は浸水を受けなかつた高田も今は浸水する有様である。加えて「三口」に閘を築けば(「閉塞を増」す)、上流部各堡は沢国となつてしまふ、と言う。

(中略)部分は、史料18であり、下流部「五堡」は現在全て桑基に轉換しており、上流部の稲作に比べて、水害回避の点で有利であることを言う。そして、ウでは、今や、上流部の受ける水患は、下流部のそれよりもひどいと言う。すなわち、一九世紀以降における下流部の子圃増加により、下流部の河道が疎通しなくなり、上流部の内水排泄を遅滞させ、その農業生産(とくに稲作)に大きな打撃を与えるに至つたのである。これは、上流部にとっては、桑園圃の「開口」構造が機能しなくなつてきたことを意味しよう。

さて、一九世紀以降における下流部の「倒流」増加↓子圃増加、そして上流部の排水困難という状況下で、一九世紀後半には、下流部から「三口」を「閉口」する主張が出てくる。同治十一年(一八七二)刊『南海県志』巻七、江

防略補、囲基、序文は、「開口」している理由について、「蓋し、治水に捍禦の法有るも湮塞の法無く、疎通の法有るも壅遏の法無からん。(中略)而れども或る者妄議して、両口(獅領口と龍江口)に閘を築き、以て啓閉を司らんと欲す。此れ、真に眯目にして黒を白と道ふものなり」と言っており、この頃にはすでに獅領口と龍江口に閘を建設する主張が出ていたが、それは桑園囲の伝統的治水方針(とくに「疎通」)に反するものとして否定されている。

歌窪口を含めて「三口」に閘を築く主張が本格化するのは、光緒一八〇九年(一八九二〜九三)頃である。龍江・龍山・甘竹・沙頭・九江の下流部「五堡」がこれを建議した。この建議は、関係各堡の紳士が集まった会議において、上流部の「九堡」から反駁を受け、「五堡」の代表温子紹はその場では建議を引き下げた。しかしその後「五堡」は建設を強行したため、「九堡」は訴訟を起こし、甘竹溪をはさんで獅領口の対岸に位置する馬宮囲の三十六郷は械鬪を起し、さらに「五堡」内部からも反対が出たので、築閘は中止された⁽¹⁰⁾。この時の「九堡」側の反論を見ると、反対理由は、先ほどと同じく、「壅遏」⁽¹¹⁾「閉口」ではなく「疏通」⁽¹²⁾「開口」⁽¹³⁾すべきである、という伝統的方針に基づくものが多い⁽¹⁴⁾。しかし、当時の上流部の治水・水利構造の実態をふまえたうえで、反対する現実的根拠を考へる必要がある。これは、五―二で行ないたい。

さて、民国一三年(一九二四)に至り、下流部の「築閘」要求は実現する。桑園囲地域では、民国三、四年(一九一四、一五)と、続けて水害を被った。とくに四年のそれはひどく、大囲決壊が四十餘箇所三百餘丈に及んだ。近年水位が増高し、溢水した大囲も多かったので、修復工事だけでなく、大囲を三尺増高し、五尺拡幅する「大修」⁽¹⁵⁾「通修」も行うことになり、十五堡等に起料することになった。今回の起料は、丁捐を毎丁一元、畝捐を毎畝二元科派し、さらに義捐(每人捐一千元で河神廟に附祀)を募った。東囲は翌五年四月に竣工し、西囲は六年に竣工した⁽¹⁶⁾。通修工

事そのものは順調に進んだが、丁捐、とくに畝捐の徴収は進まず、工事費を「墊款」(立て替え金)によって捻出しないでならない状況であった。とくに順徳県「三堡」はひどく、畝捐は一文も納入せず、丁捐の未納分も非常に多かった。⁽¹⁰⁾「三堡」が納入しない理由、ならびに「三口築閘」の決定過程について、次の史料を見てみよう。

史料22…民国「冊志」卷十三、渠竇、「甲子築獅嶺・龍江渚・歌渚三口閘」

乙卯(民国四年一八九一五)に起科せしも、龍山・龍江・甘竹・沙頭の四堡、畝捐は延宕して交さず、三口の築閘を要求せり。戊午(七年)・己未(八年)・癸亥(十二年)・甲子(十三年)と連年大水あるに、各堡の子困有る者は多く搶救有るも、子困無き者は害を受くること更に深し。是に於いて四堡は三口に(閘を)築くを倡へり。甲子八月二十二日、十四堡の九江に在りて集議するに、四堡は三口に閘を築くを請議し、上九堡も亦沙頭に閘を開くを建議せり。衆議するに、三口既に築かば、宣洩に較難からん。宜しく新閘を開き、以て補救を為すべしと。議決するに、三口に築くと及び沙頭に閘を開くと、双方並びに挙げ、築閘の經費は、龍江・龍山・甘竹・沙頭の未だ交さざる畝捐の項の下に在りて開銷す。如し不足有らば、三口の築費は四堡より籌足し、沙頭の閘費は上九堡より籌足せんと。

史料23…民国「冊志」卷八、起科、按文(35葉表)

(前略)然れども三口に閘を築くや、順属の畝捐、陸統と繳交めらる。応に閘を築くべきの經費は推諉すべきなきを以てなり。此の後に如し起科有らば、自然づから全困一律に畝を計りて徴収し、向來の裏捐の例を交通せん。二件の史料から、①沙頭堡も畝捐を納入していなかったこと。②「三堡」が納入しない名目的口実は「裏捐」であったこと。③民国四年以降も水害があり、民国一三年の水害後に「四堡」が改めて「三口築閘」を建議したところ、

「九堡」も沙頭堡に上流部の内水排泄用の閘を設けることを条件に賛同したこと^④。なお、合計四閘の建設費は「四堡」が納入すべき畝捐を流用するが、不足する場合には、「三口」の閘の不足分は「四堡」が調達して充足させ、上流部のために築く沙頭堡の閘の不足分は「九堡」が調達して充足させることになった。④築閘が決定して以後、「三堡」（沙頭堡も同様であろう）は畝捐を続々と納入し始めたこと、等が判明する。以上より、「四堡」の畝捐未納入の眞の理由は、築閘要求が「九堡」に反対されていたことに求められよう。このように、「三口築閘」問題で、上流「九堡」と下流「四堡」（或いは九江堡を含めて「五堡」）との間には、清末以降対立があつたが、民国一三年に「九堡」が賛同した理由は何であろうか。五―二でこれを検討したい。

なお、この決定により、桑園圃は遂に「開口」から「閉口」に至る。「三口」のうち、獅額口と龍江口の閘は、翌年夏に完成し、歌窪口の閘は民国一五年に完成する。沙頭堡に築かれるはずの第四の閘は、結局、「九堡」が資金を調達できず、建設されなかつた。また、「三口築閘」と並行して、河澎圃と雞公圃の間に在る外河沿いの子圃を「加高培厚」して大圃化する工事も行なわれた。この工事が何時完成したかを特定できないが、一九四九年夏に刊行された「特刊」所載の地図は、河澎圃と雞公圃の間にも大圃があることを図示しており、解放前に、桑園圃地域の外河沿いが大圃と竇・圃によつて完全に圃まれていたことを確認できる。

2 光緒と民国、上流部治水・水利構造の変化

上流部は「開口」維持と「閉口」反対の主張を長く唱えていたが、民国一三年に至つて遂に「閉口」に賛同する。ここでは、光緒年間から民国期に至る上流部治水・水利構造の変化から、その理由を探ることにしたい。

上流部の排水流路をより詳しく見てみよう。光緒二十一年（一八八五）、官山浦対岸に位置する大柵圃等の紳士李応鴻は、官山浦口（地図2のD）に閘を建設しようとした。これに対し、桑園圃、とくにその上流部の紳士等は反対の訴訟を起こした。結果的に、この築閘は中止されるが、桑園圃側が出した訴訟文書のひとつは、「漲りの消うる時、下游は全く獅嶺・歌潛両口に頼り、上游は全く官山海口に頼りて宣洩を為す」と述べる¹⁵。また、他の訴訟文書は、次のように言う。

史料24…「張培生等為馬頭岡築閘案再上督撫藩臬呈」（光緒『圃志』卷十二、防患、光緒二十一年十二月の条、所収）

今、李応鴻ら、復た以て桑園圃の形は本と箕の如しと為して、遂に混称せり、「漲りの消うる時、全て下游の箕の口由り出づ」と。知らざりき、桑園圃の形は箕の如しと雖も、中間は隔つるに海舟堡の積沙、大同堡の岡阜を以てすれば、惟だ隄基沖決せし時のみ水勢下に趨り、始めて多く箕の口由り出づ。若し平時に圃裏の水漲らば、宣洩の道は、下五堡なれば則ち歌潛口由り宣洩するも、上九堡なれば則ち官山海口由り宣洩するを。

すなわち、大柵圃側は、桑園圃の内水排泄はすべて「箕の口」「三口」を通じて行なっているから、官山浦口に閘を設けても影響を与えない、と主張する。しかし、桑園圃側は、大圃（とくに上流部の西圃であろう）が決壊した時には、流入した外水は下流へ向かって「三口」から排泄されるが、それ以外の時は、地形的に上流部と下流部との間に海舟堡の「積沙」や大同堡の丘陵が在るので、上流部「九堡」の内水は、「三口」の方へは流れずに、官山浦口から排泄される。したがって、官山浦口に閘を設けるのは桑園圃上流部の排水に支障を与える、と反論する。訴訟文書であるから多少の誇張が含まれており、上流部の通常の内水排泄が、全て官山浦口を通じて行なっていると即断できないが、官山浦口が上流部にとって重要な排水先であることが判明しよう¹⁶。

次に、光緒年間における上流部排水の全体的構造がどうなっていたかを検討しよう。光緒一八〇一九年の「下五堡」築閘要求に反論する文書は、次のように言う。

史料25・民国「困志」卷十二、防患、「上九堡致下五堡書」

(前略) 議する者又た謂はく、近年、大同は三陣を設くれば、困内は已に分かれて両截となれり。上流九堡は久しく已に截断せらるれば、下の三口に閘有るも閘無くとも、困身に本もと損益無し、と。知らざりき、上游の困身に損益無きと雖も、実に上游の水道を大いに礙するを。蓋し、上游の諸水、三陣より宣洩するものは十の三、四にして、三口より宣洩するものは十の六、七ならん。(後略)

大同の「三陣」とは、北坡閘・南坡閘・新坡閘の三閘を指す。すなわち、下流部「五堡」は、上流部の「十堡」、とくに「九堡」が三閘と子困とで「倒流」を防ぐ構造を作り上げたことを、下流部への排水を放棄して、下流部とは独立した治水・水利構造を形成したと判断し、「三口築閘」は上流部の治水・水利には影響しないと主張している。これは、光緒一一年における官山涌口の築閘反対理由を、そのまま信用するなら自ずと出てくる論拠であろう。

だが、この史料の筆者は、三閘を締め切ることと排水を諦めている水量は、上流部の排水量の十分の三、四であり、残りの十分の六、七は「三口」から排水すると言う。ここで言う排水量とは、官山涌口からの排水量を除外した、下流部を経て排水される分だけを指している。そこで、地図3・4を見るなら、下流部を経る排水の主要流路は、大同堡三閘の流路を除けば、九江堡の大伸涌口牐・曇涌口牐の両閘を経るものになる。以上より、光緒年間における上流「九堡」の治水・水利構造、ならびに「三口築閘」の反対理由を、以下のように推測できよう。すなわち、上流部の排水は、官山涌口だけでなく、「三口」を通じても行なっている。大同堡の三閘は「倒流」防御のために締め切る

ことが多く、これを通じた排水は一定程度犠牲にしている。しかし、九江堡の両閘を媒介にした排水は、まだ放棄していない。ゆえに、「三口」を開けておく必要がある、と。

また、光緒一八〇一十九年における、上流部「九堡」の治水・水利構造上における九江堡の位置は、「倒流」防御の重要地点であるよりは、下流部への排水ルートとしての意味が大きかったことがわかる。これが、光緒七年の時点においては、九江堡の子囲の諸費用を「九堡」が共同負担、或いは援助していなかった理由であろう。

それでは、光緒年間から民国一三年にかけては、右の治水・水利構造はどのように変化したであろうか。

史料26・関遇志「桑園桑下游築閘平議」(民国「囲志」卷十五、藝文、所収)

ア三口の築閘、上九堡は久しくその害を言へり。然れども閘成るや亦全囲の利となれり。(中略)疏通して反つて倒灌し、閉塞して反つて保障する事、経験するに非ずんば知るに易からざるなり。

イ乙卯(民国四年〇一九一五)の大修の後、各子囲の日益しに増高し、水も亦継長すること連年たり。下游の淹浸すること日ごとに甚だしく、上流の子囲も亦屢々水基面より溢る。甲子(民国一三年〇一九二四)夏、十堡の子囲たる万寿約基決せんとするも救復せらる。各子囲も亦皆岌岌す。是の年の秋、龍江・龍山・甘竹・沙頭の四堡、三口に閘を築くを請議す。(中略)以下、「三口築閘」が決定されたことを述べる)

ウ今、閘成りて四堡幸ひに昏墊を免れ、上流の子囲も亦安瀾を慶ぶ。昔、以て害と為す者、今、且に其の利を見んとす。(中略)倒灌・内水、旧に比べて常に低きこと数尺なり。出水(排水)は緩きと雖も水量減少すれば亦相ひ抵つるに足る。

まず、イの「十堡の子囲たる万寿約基」から検討しよう。万寿約は、九江堡の五約囲を建設した五約のひとつであ

る。「十堡の子圃たる」とあるから、万寿約基は、「倒流」から守る場所、すなわち「大涌」西岸に位置し、且つ白飯・新慶両圃の如く、「十堡」がその維持費用を共同負担をしている子圃、と推測できる。⁽¹⁷⁾これは、民国一三年には、「大涌」西岸に在る九江堡の子圃も、「九堡」の「倒流」防御に不可欠となつてゐること、換言すれば、九江堡を通じた排水を一定程度を放棄していることを示唆しよう。

また、この史料の文脈は、民国四年以後の上流部子圃の度々の溢水、及び民国一三年の万寿約基決壊を、「九堡」を「三口築閘」賛同へ至らしめた要因としている。以上より、「倒流」激化のため、民国一三年時点では、九江堡を媒介とする排水も不可能となつていたこと、加えて、子圃・圃による「倒流」防御策も破綻しつつあつたこと、この二点が「九堡」が「三口築閘」に賛同した理由と考えられる。⁽¹⁸⁾

なお、史料26は、当時の治水・水利環境において、桑園圃の伝統的治水・水利理念である内河疏通が、逆に「倒流」の害をもたらし、「閉塞」＝築閘の方が適格的であると認識することは、実際の結果を見ない限り、多くの論者は理解できないものであつた、との興味深い指摘を行なつてゐる。また、「三口築閘」後も、治水課題はまだ残つてゐるが、⁽¹⁹⁾内水の水位は低くなり、ひとまずは成功を収めたとの評価を下してゐる。

結びにかえて

最後に、本稿で明らかにしたことをまとめながら、若干の仮説を述べることにしたい。

桑園圃地域において、水勢の強い西・北江沿いでは、外水を速やかに海洋へ排出するように、流路を妨害しない形

で、大田が配置されていた。そして、水勢の弱い甘竹溪沿いでは、梅雨期の過剰な内水の排泄を目的に、「疏通」を旨として、「開口」されていた。しかし、この構造は、西江・北江の外水が海洋へ速やかに排出するという外部的条件、及び下流部に子田が少なく、内河が疏通しているという内部的条件を前提にした治水・水利プランであった。

明代以降における香山・新会等の沙田開発の進行は、河口付近の河道を狭小化・湾曲化させ、外水の海洋への排出の遅滞・水位の増高をもたらし、桑園田付近での外水滞留を引き起こした。この外部的条件の変化は、乾隆末年以降、大田の決壊を頻繁かつ巨大化させた。とくに西田の決壊による被害は大きく、流入した外水は東田を内側から決壊させるに至った（嘉慶二二年等）。

従来、大田の維持は、基本的には基主業戸（凶甲制の総戸＝同族組織）が担っていた。ただし、大規模修復工事については、「十堡」・沙頭堡・龍江堡・甘竹堡各々を単位とする共同負担の慣例があった（龍津堡五郷も個別に行なっていたであろう）。しかし、決壊規模の巨大化は、乾隆五九年を嚆矢として、桑園田地域全体の資金拠出による特例的工事形態（通修）を生むに至らしめた。そして、大田決壊が頻発したため、道光一四年に、大田の通修及び大規模修復工事に関する「十四堡」の共同負担が、慣例として定式化されるに至った。とはいえ、大規模修復工事は、基主業戸による応分の負担を前提としていた。すなわち、外部的条件の変化は、大田の維持費用に関する「十四堡」の共同負担関係を形成させた。ただし、共同負担の範囲は、大田維持の全費用にわたるものではなく、その基本的部分の負担は依然として基主業戸が負っていた。

一方、桑園田内部は、治水・水利環境の相違から、上流部と下流部とに分けることができる。上流部では、山水・雨水等の内水排泄が中心課題であり、排水の障害になる子田を築かなかつた。下流部は「倒流」防御が中心課題であ

り、これに対応した開発形態に子囲建築が主に明初より進行した。乾隆年間以降、上記外部条件の変化による外水滞留に「倒流」激化は、第一に、下流部における子囲建設の増加と桑基鱼塘への転換を加速させた。しかし、子囲の増加は、内河を壅滞させて上流部の内水排泄を遅らせ、その稲作農業に大きな打撃を与えた。第二に、上流部にも子囲・閘による防御策を取らしめた。この結果、上流部は内水排泄と「倒流」防御という相互に対立する課題を両立させなくてはならなくなった。「倒流」の激化は、根本的解決法である「閉口」を下流部に要求させ、内水排泄をも課題とする上流部との間に矛盾・対立を生んだ。しかし、民国一三年に至り、上流部の二課題両立方針は破綻を顕わにし、下流部の要求を認めるに至った。こうして、外部的・内部的な治水・水利条件の変化により、桑園囲は、内水排泄よりも「倒流」防御に重きをおく「閉口」構造へ転換した。

なお、乾隆五九年以前において、大囲維持費用の単位が大きく四単位に分かれていた理由について、治水・水利構造の面から仮説を立てれば、次のようになる。〈桑園囲〉の場合、九江堡を除くと、治水施設としては大囲が在るのみであり、大囲の破水・溢水は「十堡」(子囲建設後は「九堡半」)全体の被害となる構造であり、これが、大規模修復における「十堡」共同負担の慣例を形成させる要因であったと思われる。他方、下流部では、とくに明代以降、子囲が築かれていく。そして、乾隆末に大囲の破水・溢水が巨大化する以前においては、子囲は、「倒流」及び上流排水からの防御だけでなく、大囲からの破水・溢水によって流入した外水からの防御も一定程度担っていたと推測され、子囲をも用いた比較的コンパクトな治水・水利単位が成立していたと思われる。ただし、沙頭・龍江・甘竹の各堡内で、大囲の維持費用をめぐってどのような共同負担関係があったのか、具体的には未詳であるので、子囲をも用いた比較的コンパクトな治水・水利単位と、大囲維持費用の負担関係との関連については、後日に期したい。

- 1 日中戦争前には、桑園圃の総延長は一万四七〇〇余丈、桑園圃地域の農地は二七〇〇余頃、人口は六〇万人と言われている（『特刊』四五頁）。なお、民国期における桑園圃上面の幅は六、七尺〜一丈余、底面の幅は五丈、高さは一丈八、九尺と言われている（森田64、七一頁）。
- 2 このうち、鎮浦・龍津・甘竹の三堡は、堡の一部領域が桑園圃地域に在るにすぎない。その他の堡は、堡のほぼ全領域が桑園圃地域に在る。なお、金甌堡は地理的に上下に分かれており、下金甌堡のみが桑園圃地域に在る。
- 3 森田64・74は、この点を見落とし、桑園圃地域を「十四堡」から成るとする。注53、参照。
- 4 森田64・74は、この視点が不十分であり、四個のデルタを同列に論じている。
- 5 光緒『九江郷志』巻四、建置略、寶牖の割注に「牖、閘と通ず。黎志（『順治九江郷志』）、牖は皆な閘に作る」とある。閘は、所謂水門であり、開門すれば、一般に舟が通れる広さがある。寶は、堤防を穿って穴を開け、そこに木板或いは石板を設置して専ら水の出入を制御する施設であり、舟が通るのに十分ではない。また、内河の水の流通を制御するために、河道を跨ぐ形で設置される閘もある。しかし、その河幅は狭くなり、水の疏通を妨げる。とくに内河増水時に閉門すると、閘の内側は水の流入を防げるが、逆にその外側に水が溢れる可能性が高くなる。
- 6 一九七〇年に、龍江堡の東に隣接していた勅流堡の北勝圃と定安圃が、桑園圃の中に組み入れられている（『水利志』六三頁）。なお、『特刊』と『水利志』とを比較対照すると、一九四九年以降に、勅流堡所属の合成圃と合勝圃が桑園圃の中に組み込まれていることになるが、その時期は未詳である。
- 7 これは、「東西の基は海に遵ひて捍築し、偶々決するとも、旧に依りて加修し、水と地を争はず」（明士綱『桑園圃綜志序』光緒『圃志』巻十五、藝文、所収）と同じく、大圃の役割を、農地造成のためではなく、外水を速やかに海洋へ排出させることを目的とすることを言ったものである。

- 8 光緒『困志』・民国『困志』には、どちらも「開口」構造維持の立場から編纂されている、という特徴がある。
- 9 本史料は、光緒一八年（一八九二）頃、下流部の九江・沙頭・龍山・龍江・甘竹の五堡（以下、「五堡」と呼ぶ）が、「三口」に閘を築くことを建議した時、反対意見として執筆されたものである（五—1、参照）。
- 10 順徳県地方における、一九五三〜八五年の年平均降雨量は一六三九ミリで、そのうち八一％が陽暦の四〜九月に集中している（『水利志』二四頁）。
- 11 桑園坵地域は、かつては稲の二期作（連作）であった。陽暦の七月〜八月初に積水すると、第一期作の収穫が得られなだけでなく、第二期作の田植えが出来なくなり、年二回の作付けがいずれも収穫無しとなってしまふ。後述、参照。
- 12 紫洞・隆慶は、当地域より上流の北江沿岸の地名である。
- 13 ここで説明された水勢状況が、清末・民国期においても妥当しうるかどうかは後論する。
- 14 甘竹灘を境に、地勢が四〜五尺低くなっていること、つまり、桑園坵地域の大部分の土地よりも、「三口」付近の方が地勢が四〜五尺低いことも「開口」を可能にした条件となっている（史料2、参照）。
- 森田64・74は、桑園坵が「箕」の形をしていることを、「桑園坵が江防の要衝にあたり、他坵に比して特に広大であったからであろう」と規模の問題から説明し、内水排泄の意義については言及されていない。
- 15 温汝适「通修鼎安各隄記」（史料10には未引用）、参照。
- 16 咸豊「順徳県志」巻五、建置略、修築、雞公坵の条、光緒『九江郷志』巻二、輿地略、洪武二八年の条、光緒『困志』巻四、修築、洪武二九年の条、佛山76、二二頁、参照。
- 17 佛山76、第二章第一節「珠江三角洲歴代的水患問題」、参照。
- 18 本史料は、嘉慶二五年の桑園坵「石隄」化の時の執筆に係る。
- 19 朱士琦は九江堡の挙人である。本史料は、道光一五年頃の執筆に係る。

20 森田氏の視点の骨格になったのは、今堀53、第二部、第五章、第四節である。

21 森田氏には、各種史料の時間的前後関係を考慮せずに立論する部分が多い。一例を挙げる。森田74（二五七〜九頁）は、乾隆五九年における大田決壊及び通修（これについては、本稿二一〜二以下、参照）に関する史料を掲示した後、史料二点（一点は本稿の史料10に同じ。他一点は宣統『南海県志』巻八、江防略、江浦司の条）を提示して、乾隆五九年以降における基主業戸没落の一般的傾向、及び「漸次全般的に基主業戸による管理体制は弛緩崩壊し、一般業戸の負担へと肩替りされていった」ことを結論する。しかし、史料10は、後述する如く、乾隆五九年以前の慣例（基主業戸の責任を含む）を説明するものである。また、宣統『南海県志』に出てくる「某戸」「該戸」は、森田氏の言う「一般業戸」ではなく、基主業戸を指すと解釈すべきであり、基主業戸の没落ではなく、いわばその健在を示す史料である。

22 乾隆五九年以前には、大田に面していない龍山・大同両堡も分管基段を有していたと言われるが、確証は無い。注44、参照。

23 歳修、夏の水基建築、冬の大田修復等については、二一2、三一1・2、参照。なお、基主業戸には、大田の決壊・崩壊、或いは溢水の危険がある時、これを防止する緊急防水活動（「搶救」という）の費用を負担する義務がある。

24 魚歩Ⅱ魚埠については、岸91、参照。今堀53（八三頁）は、海利を堤防使用料、沙租・雑息を地代と考えるが、海利は岸91の言う魚埠以外の各種埠ではなからうか。沙租・雑息は地代と考えられるが、大田内部の一般田地ではなく、大田の外側に隣接する土地のそれではなからうか。

25 乾隆・嘉慶期の九江堡では、農地が大部分「基塘」Ⅱ多くは桑基魚塘に転換されていた。桑基魚塘については、柴60、森田64・74、西川91、Ruddle & Zhong 88、等、参照。

26 基主業戸が遷居した場合の事後処理の実例として、光緒『困志』、巻二、凶説、按文（46葉裏〜47葉表）、参照。

27 龍山・大同・金甌の三堡は大田を分管していないので、関係記述は無い。沙頭・龍江・甘竹の三堡の分管者名が掲示さ

珠江デルタ桑園圃の構造と治水組織

れていないのは、南海県「十堡」主導の桑園圃全体組織が、この三堡に関するデータを十分に把握していないからと思われる。その理由、及び南海県「十堡」については、二一二以下、参照。

28 片山82、参照。ひとつの総戸が、複数の同族から構成されている場合もある。

29 大圃に面している堡に所属する総戸のすべてが、基主業戸であったわけではない。注30、参照。

30 順治当時、九江堡には四図あったが、七九図と八十図は分管していなかった。万曆十年の清丈時に、堡内を東方・西方・南方・北方の「四区」に分け、東区は三四図に、西区は三五図に、南区は七九図に、北区は八十図に属さしめた（順治『九江郷志』巻二、古蹟、四区の条）。また、伝承では、各甲に総戸に同族による大圃分管は、明初、さらに宋代に遡る。光緒『圃志』巻八、起科、「広州府正堂朱為曉諭事」所引の梁玉成稟文に、「前明の大修（洪武二九年の通修を指す）の後、即ち附近の隄を以て、之を附隄の各堡に帰して管理せしむ。一堡の中、之を各姓に分く」とある。また、光緒『九江郷志』巻四、建置略、隄圃、按文は、北宋期の桑園圃創築後、大圃の維持・管理を「堡界に分別し、各堡の各甲をして、随時葺理せしむ」と述べている。なお、「大修」という史料用語は、工事の種類を特定せずに、たんに多額の費用を要する工事の意味で用いられることが多い。本稿では、できるかぎり工事の種類を特定していく。

31 吉贇横基が「十堡」の「公修」に係る点については、二一二、参照。

32 光緒『圃志』巻四、修築、乾隆八年の条の「横基」に吉贇横基の修復例。

33 光緒『圃志』巻八、起科、乾隆十年の条。なお、全、序文に、康熙年間、「里民曾賢」が「按糧均築」を官が許可するよう請求している。「曾賢」は、鎮涌堡二八図二甲の総戸名である。

34 乾隆五九年以降に、大圃問題の処理主体が総戸から紳士へ移行していくことと、清末以降に税糧の对国家納入責任が総戸から紳士へ移行していくこととは無関係ではあるまい。片山84、参照。なお、道光一四年章呈の第二・九条（光緒『圃志』巻十一、章呈、所収）は、同族や郷の公款を掌握していた「耆老・子弟」や「紳耆」等の指導層を、「無識」・「頑劣」

と形容しており、紳士と旧来の指導層との思考・行動の相違を考えるうえで興味深い。森田64(七九頁)は、紳士Ⅱ基主業戸との見解をとっているが、賛同しかねる。

35 「郷」の概念には未詳な部分が多い。ここでは、堡が、一つ以上の郷から成ることを述べるにとどめる。

36 史料10、及び後述の道光十四年章呈第一条(光緒『囲志』巻十一、章呈、所収)、等による。

37 温汝适、字は歩容、號は箕坡、龍山堡の人。乾隆三五年(一七七〇)の華人、乾隆四九年(一七八四)の進士。

38 史料末尾に「乾隆六十年次歲乙卯(一七九五)秋七月既望(二六日)翰林院編修順德温汝适記」とある。本史料は、

光緒『囲志』巻十五、藝文、及び『龍山郷志』巻五、建置略、隄囲にも掲載されているが、字句に若干の異同がある。

39 沙頭堡には、「中頭囲」の名称をもつ子囲もあるが、ここに言う「中頭囲」は大囲である。

40 温汝适は、官山涌沿いの堤防を「大隄」の範疇に入れていない。これは、桑園囲地域を守る堤防としては、当時、あまり重視されていなかったこと、換言すれば、官山涌の水勢・水量があまり大きくなかったことを示唆する。

41 文脈から、歳修は、決壊した大囲を修復する工事とは異なる性格の工事であり、且つ毎年行なわれるべきものとされているから、毎年冬期に行なわれる定期的補修工事(若干の増強工事を含む)と考えられる。なお、森田74、とくに森田64(七九頁)も、この史料を引くが、「歳修」「小沖決培築」「沖決過甚」の分類が曖昧である。また、全、七九、八〇頁に数点の工事例を挙げ、これらを歳修と見做しているが、いずれも修復工事の事例である。

42 つまり、この二種類の工事は、堡レベルを越えた負担とはならないのである。なお、二―1に見た如く、この二種類の工事の基本的責任は、堡ではなく、まず基主業戸に在ると考えられる。

43 吉贊横基は、外河沿いの堤防ではない。当地域の上流に地続きの三水県の堤防(西江側)が破水・溢水した時に、当地域へ外水が流入しないように建設された陸地上の堤防(これを「横基」などという)である。その諸工事は「公修」であるが、それが「十堡」の「公修」であることを言うのは、管見では、史料10のみである。なお、後代の史料は、基主業戸

レヴエルの越えた諸工事の費用負担について、「公修」「通囲」「各堡」といった曖昧な表現を用い、「十堡」或いは「十四堡」といった具体的な表現を用いていない

44 他の史料では「北囲」ではなく「東囲」となっている。この場合の「東囲」が指示するのは、北江沿いの大囲のみであり、官山涌沿いの堤防は含まないであろう。

45 温の認識に基づけば、龍山堡は「大隄」を分管していなかったことになろう。しかし、光緒『九江郷志』巻四、建置略、隄囲、按文は、乾隆五九年以前、龍山堡が倒流港口を閉塞した部分の基段を分管していたとする。いずれが正しいかは未詳である。

なお、松田91(二六頁)は、宣統『南海県志』巻二十、列伝、盧錫の条を引き、正徳一六年(一五二一)に「西囲は東囲に派せず」の原則が成立したとするが、全条が語っているのは夏の大水時における搶救活動の就役方法であり、冬に行なわれる大規模修復工事の費用負担方法ではない。

46 この時の負担方法については、温の認識の是非と関連させて、後述する。史料11、参照。

47 光緒『囲志』巻十一、章呈、道光十四年章呈、第一条は、「乾隆」四十九年六月、烏婢潭及び李村黎家基沖決するも亦た経管せる基主業戸の自ら築すに係る」と言っており、「小沖決培築」であった。

48 通修とは、桑園囲地域の大囲全てに施す増強工事を言う。広州知府朱棟「為曉諭事」(光緒『桑園囲志』、巻八、起科、所収)所引の梁玉成稟文によれば、過去には洪武年間の陳博民主導の「大修」に通修があるのみであった。注30、参照。

49 歳修には、基主業戸の負担によるもの以外に、後述する如く、嘉慶二四年以降、国家資金の「発商生息」による利息(これを歳修専款(b)と呼ぶ)で行なうものと、光緒一四年に「十四堡」が独自に創設した資金の利息(これを歳修専款(c)と呼ぶ)で行なうものがある。費用の出所が異なるので、各々を歳修(a)、歳修(b)、歳修(c)と呼んで区別する。

50 温汝能は乾隆五三年の拳人、陳心魁は乾隆二四年の拳人である。史料10イの「郷約」とは、龍山郷約であり、乾隆三九

年に内外の匪から防衛するために設立された組織とその建物を指す。

51 史料10（後略）部分による。

52 表2に示す如く、南海県十一堡と順徳県三堡とは起料の名目が異なる。

53 表2、参照。光緒「困志」巻八、起料、乾隆五九年の条及び光緒六・七年の条、民国「困志」巻八、起料、等、参照。

民国「困志」巻十六、雜録に「今桑園困雖稱十四堡、尚有龍津堡五郷。因乾隆甲寅（五九年）起料、請以工代捐、自行修築、未及清丈、故不另列一堡、以後通修亦有科捐。（桑園）困志始於乾隆、十四堡之名稱由是確定」とある。

54 「石工」は、「石堤」と異なり、基身に石塊を用いない。

55 広州知府朱棟「為曉諭事」（光緒「困志」巻八、起料）所引。

56 この前例となる「案」の具体例を、梁玉成は示していない。なお、「通困」の語は、梁玉成の認識では、「三堡」を含む桑園困地域のすべての堡を指していると考えられる。

57 これは、梁玉成が挙げた理由のひとつである。しかし、陳大文がこの理由そのものを正しいと判断したかどうかは不明である。

58 稟文は、龍江堡の紳士一六名、龍山堡の紳士三二名、甘竹堡の紳士三名の合計四一名の連名である。陳応魁の名前、及び温汝适・温汝能の一族と推定できる人名が挙がつており、温汝适の見解・主張をふまえたものと考えられる。

59 ただし、筆者が利用したのは同治十三年（一八七四）重刊本である。なお、光緒「困志」巻四、修築、万曆四十年の条は、「各堡計畝助築」と曖昧な表現になっている。

60 後述する如く、九江堡には、「三堡」や沙頭堡と利害を共通にする側面があることに注意する必要がある。なお、梁玉成には、二つの誤解の可能性がある。大規模修復工事（梁の言う「大修」と通修とを混同した点と、「通困」を「十堡」ではなく「十四堡」と誤解した点である。

- 61 光緒『困志』卷十一、章呈、「嘉慶二年廣州府朱公棟詳定章呈」。本章呈には、違反した場合の罰則は見られず、規制力はあまり強くないのではないかと推測される。
- 62 森田74（一五四頁）は、光緒『困志』卷十一、章呈、序文が、道光一四文章呈の作成経緯について説明した部分と、全嘉慶二文章程の第一条とを混用しているため、嘉慶二文章程の作成参加者が「十四堡」であるかの如き疑問を抱かせる。
- 63 九江堡と河清堡は、大囲を二重に築いている。外側のものを外囲（或いは外基）、内側のものを内囲（或いは内基、裏基）という。
- 64 「水基」は、「月隄」とも言われる。その詳細は不明であるが、冬に大囲を本格的に修復するまでの一時的な堤防である。
- 65 光緒『困志』卷四、修築、嘉慶二十二年の条。この時の三丫基からの破水は、吉贊横基ならびに沙頭・龍江兩堡の大囲を内側から決壊させるほど巨大なものであった。なお、この条は、起科の主目的が、通修よりも修復工事にあることを示唆している。全、卷十一、章呈、道光十四文章呈、第一条、等も参照。
- 66 光緒『困志』卷十一、章呈、「嘉慶二十三年〔桑園囲〕総理羅思瑾等籌議善後章呈」。以下の記述は、主にこれによる。
- 67 森田74（一六四～五頁）、参照。ただし、森田74が「四千六百両の歳修専款の運用管理は、囲基内の公正な紳士に委任されていて、自主的に工事への使用が認められていた」と述べる点には、疑問がある。また、森田74（一六四～一六五頁）は、阮元「籌議借款生息以資歲修摺」（光緒『困志』卷一、奏議、所収）を引き、「年毎五千両の元金返済が十六年間で終了した後は、その余息銀は予備費用として存貯され、桑園囲のみならず省内の囲基管理に充当されたのである」と、奏議段階の計画がそのまま現実化したかのように記述するが、実際にはこの通りになっていない。後述、参照。
- 68 実際には基主業戸の負担で行なうと考えられる。
- 69 総理・首事については、森田74（一五四～五頁）、参照。ただし、若干の疑問がある。
- 70 龍津堡を含む可能性もある。

- 71 資金の捻出方法は規定されていないが、冬の修復工事の方法と同様と考えられる。
- 72 税糧額に照らして科派するのであろう。
- 73 羅思瑾は簡村堡の人である。
- 74 光緒「困志」巻四、修築、嘉慶二五年の条、全、巻七、撥款、序文、等、参照。なお、この三名は桑園困地域とは無関係な人々である。
- 75 光緒「困志」巻四、修築、道光十三年の条、全、巻七、撥款、道光十三年の条、全、巻十一、章呈、道光十四年章呈、第一条、等。
- 76 光緒「桑園困志」巻十一、章呈、序文、及び全「道光十四年紳士呈請核定章呈」。以下、これによる。
- 77 「通困」とは、この章呈の作成経緯から考える限り、「十四堡」の意味になろう。したがって、道光十四年以降、「三堡」も吉贊横基に関わる諸工事費用を負担することになったと読み取れる。しかし、この点は具体的に確認できていない。
- 78 この場合、ウから、修復費の全額を援助せず、「工費若干」は基主業戸の負担とすると考えられる。なお、通困的援助の資金は、後年の実例を見ると、税糧額に照らして「十四堡」に科派する方法と、歳修専款(b)を利用する方法とがあった。
- 79 各基段の工事費を公正に決めるため、官に見積もってもらおうのである。
- 80 文脈からすれば、通困的起科を行なうのは「大修」に限定しているように読み取れるが、修復工事援助の場合も通困的起科を行なうことがある。なお、この章呈は、大困付設の賣も通修の対象としているが、光緒「困志」巻十三、渠賣、序文は、賣の維持費用は堡レヴェル以下で負うとする。いつ変更があったのかは未詳である。
- 81 歳修専款(b)を用いた巨額工事を「大修」と呼ぶ事例があり、「大修」の語が通修の意味で一義的に用いられてはいなかった（光緒「困志」巻四、修築、道光二十九年及び咸豊三年の条）。注30、参照。
- 82 従来の経緯から、通修を前例とすることに「三堡」が積極的であったとは考えにくい。充分な史料は無いが、南海県各

堡及び広東省各級官僚の意向により定例化された可能性がある。

83 歳修(b)については、清朝から多額の援助を得た直後であるためであろう、本章呈では言及されていない。

84 光緒『困志』巻四、修築、道光二九年及び咸豊三年の条、全、巻十、工程、道光二九年及び咸豊三年の条。なお、歳修専款(b)は、本来は増強工事のために用いる。

85 光緒『困志』巻四、修築、光緒五年及び光緒十一年の条。

86 光緒『困志』巻八、起科、光緒六年及び光緒七年の条。

87 民国『困志』巻四、修築、二葉表、全、巻八、起科。これは非土地所有者（その中には佃戸も入ろう）も丁捐という形で応分の負担をするようになったことを意味する。注88、参照。

88 後述する如く、九江堡の五約困や大伸浦口楯・曇浦口楯は、「五約」の費用で創築されており、堡より下のレヴェルの費用負担であるので、「最大でも」とした。堡、或いは約内部での諸費用捻出方法は未詳である。下流部でも、甘竹堡裏海南約等では、丘陵の山水との関係で子困が築かれていなかった。

なお、森田64・74及び松田91は、大困と子困の維持費用の負担方法が異なることに注意されていない。森田74（一六八頁）は、宣統『南海県志』から、「佃戸が〔困基〕（本稿で言う大困）の管理経費を分担している」（一）内は引用者。以下、同じ）例を二件揭示し、「困基」の管理組織への佃戸参加を結論する。しかし、二件の事例はいずれも温村困Ⅱ子困であり、ここから右の結論は導きだせない。松田91（三一頁）は、同治三年の沙頭堡中頭困（これは子困の方を指す）の修復を、史料中の「通困」という語から、「桑園」困全体の業主・佃戸」によるものとするが、この「通困」は中頭困全体の意味であり、やはり右の結論は導きだせない。

89 ここに言う閘には、大涌の河道を跨ぐ形の閘は含まれていないであろう。

90 子困の有無を基準に上流部と下流部に分けると、九江から大同・沙頭へ通じる内河（大涌と呼ばれる）の西側が上

流部であり、東側が下流部になる。龍江、龍山、甘竹、沙頭の大部分、九江の「東方」と「下北方」（「北方」地区の「大涌」東岸）が下流部に当たる。なお、下流部の子囲は、その所在を地図上に同定できないものが多いので、すべての子囲を地図3・4に落としていない。

91 管見史料中で最古の子囲は、洪武年間創業の龍山堡東洲囲である。ただし、それ以前に子囲が存在した可能性はある。

民国『龍山郷志』巻五、建置略、各埠子囲は、子囲を一五個挙げるが、創業時期が判明するものは一三個であり、洪武期一、崇禎期二、清初一、康熙期三、乾隆期一、道光期二、咸豊期一、同治期一、光緒期一、である。

92 洪武年間の倒流港口閉鎖以前には、倒流港口から外水が流入していたと思われる。

93 なお、「義倉」の増加は、当地域における桑基魚塘への転換Ⅱ米穀生産の減少に対応して、水害等非常時における米穀供給を安定させるためであったと考えられる。つまり、龍山堡では、子囲の増加と桑基魚塘への転換が同時進行したことになる。これはアヘン戦争による開港の影響であろう。なお、「埠約」は、匪賊等から防衛するための共同組織であり、

龍山郷約の下部単位の可能性がある。

94 光緒『九江郷志』は、転換理由として、九江堡の田地の科則がすべて上則であることも挙げている。つまり単位面積当たりの生産額を高めるためであるが、この場合でも、収穫を確実にする方途として桑基魚塘への転換が選択されているわけである。なお、西川91（二頁）は、この史料を用いるが、桑基魚塘の治水・水利面の意義にはとくに論及されていない。また、桑基魚塘への転換以前、或いはこれと同時に子囲の建設が進行していたと思われる。

95 魚塘は遊水池の機能をもっており、過剰な水（外水、「倒流」水、雨水）が流入しても、これを一定程度魚塘に流し込み、桑株への被害を減らすことができるし、且つ内水不足時には、魚塘の水を桑基に灌漑できる。このため、大囲・子囲に面する農地部分を魚塘にする配置形態が多いようである。また、珠江デルタでは、桑が年に六〜七回収穫できるので、たとえ増水期に被害を受けても、一年の収穫すべてが無に帰すことはない。上流部の桑基魚塘への転換は、下流部より遅

いようである(沼田43、一五三頁、参照)。なお、森田74(二四三頁)が指摘しているように、民国『龍山郷志』は、龍山堡における桑基魚塘への転換を、積極的な利益追求から説明している。

96 雞公坵創築が洪武期であることは、これを如実に示そう。

97 「公築十堡橫橋基礎記」(民国『坵志』卷十五、藝文、所収)、松田91(三一―三三頁)、参照。ただし、松田氏の理解には疑問とすべき点がある(注104、参照)。

98 「十堡」とは、本稿が「十堡」と呼ぶものと同じである。ただし、厳密には、「九堡半」である。後述、参照。

99 全、桑園坵白飯坵の条、参照。なお、道光以前における破水・溢水の原因を、「倒流」だけでなく、土沙堆積による流路壅塞にも求めている。

100 何子彬「書己酉歲修清冊後」(光緒『坵志』卷十五、藝文、所収)は、「己酉」即道光二九年に、特例として、歲修專款(b)(金額未詳)を兩坵に支給したことを記述している。光緒『坵志』卷十、工程によれば、道光二六年には歲修(b)は行なわれていないので、上記史料の道光二六年という記述は、道光二九年の誤りかもしれない。何子彬は、道光二九年歲修(b)の総理であり、特例の理由としては、兩坵の決壊が「九堡」「十堡」から九江堡を除く)に害を与え、他の子坵とは重要度が異なる点に求めている。

101 「遷建大同堡南坡開」「遷建大同堡新坡開」(民国『坵志』卷十三、渠竇、子坵の条、所収)。この史料は、二回の工事を「丁巳年」及び「己未年」に行なったこと、そして、「己未年」の翌年に新坡開を移転した時に、これを大同堡から九江堡に移管したことを述べる。ところで、光緒九年刊『九江郷志』卷四、建置略、竇牘、新坡開の条は、新坡開がすでに九江堡沙咀約に移管されていることを述べるから、「己未年」は咸豐九年(一八五九)になる。「丁巳年」は、史料の叙述から、「己未年」以前のことであり、咸豐七年と判断できる。

102 大坵の増強工事(通修)の方法に倣い、兩坵の増強工事の費用を「十堡」への「按畝起料」で捻出したと推定される。

なお、咸豊七年の工事に関連して、南坡閘の移転工事が行なわれたが、この移転費は、子圃の工事實費を節約した「十堡の修築公款五百餘元」から補助された。つまり、閘に関わる費用を「十堡」全体が特例的に補助した。これは、南坡閘の存在を、大同堡のみならず「十堡」全体が、意味あるものと見做したことを示唆しよう。咸豊九十年の工事に関連して新坡閘の移転が行なわれるが、この時も子圃の工事實費を節約しているから、同様に補助があったと思われる。つまり、新坡閘についても、「十堡」全体が、その存在を意味あるものと見做していると言えよう。

103 以下、光緒『匪志』巻四、修築、同治五年の条、及び民国『匪志』巻十五、藝文、「公築十堡橫槽基碑記」による。

104 民国『匪志』巻十五、藝文、「公築十堡橫槽基碑記」。費用負担したのは「十堡」となっているが、これが字面通りの「十堡」であるか、実際は「九堡半」であるかは、重要な問題である。史料は明示を欠くが、建設費用分担において、「十堡橫槽基」による保護を享受しない龍山等の四堡が除外され、受益者負担の原則が立てられている点から、「九堡半」であった可能性が強い。

なお、松田91(三二頁)は、この「十堡橫槽基」建設に関連させて、「こうして、沙頭堡の各圃基は桑園圃全体の組織によつて援助されるとともに、その直接的管轄下に入るのであった」(傍点は引用者)と結論する。しかし、これは「十堡」によつて建設されたものであり、「桑園圃全体の組織」(「十四堡」を意味するであろう——引用者)によつて建設されたものではない。また、建設の主体は沙頭堡で、「桑園圃全体の組織」がそれを援助したかのごとく読み取れるが、沙頭堡はこの建設に全く関係していない。

105 以上、光緒『九江郷志』巻四、建置略、本堡子圃、五約圃の条、等による。

106 後述する光緒一八〇九年の下流部「五堡」の「閉口」要求に反論したものである。

107 民国『匪志』巻十二、防患、「早上游陳明三口活隄窒碍情形」等、参照。

108 民国『匪志』巻十二、防患、及び全、巻十五、藝文、に關係史料(全て上流「九堡」側のもの)がある。

- 109 岑兆徵「統修桑園困志序」(民国「困志」卷首、所収。なお、末尾に「乙卯南順桑園困修基總理伯銘岑兆徵謹序」とあるが、「乙卯」は民国四年は誤植であろう、何炳堃「乙卯修困紀事」(民国「困志」卷十五、藝文、所収)等。丁捐を科派している点で、光緒一四年の独自の歲修專款(c)創設の場合と共通する点が見られる(表2、参照)。
- 110 「總理岑兆徵呈請省長翟公・道尹□公飭臬嚴追丁畝捐」、「總理岑兆徵再呈請省長張公飭臬督催丁畝捐」、「南順桑園困總理岑兆徵致順德函」(いずれも民国「困志」卷八、起科、所収)。
- 111 これは北江の水勢が比較的弱い時に可能なプランであろう。
- 112 慣例では、閘に関わる諸費用は、最大範圍でも堡レヴェルで完結している。今回は「十四堡」の合意を得た特例として取り扱われている。
- 113 関遇志「桑園桑下遊築閘平議」(民国「困志」卷十五、藝文、所収)、及び民国「困志」卷十三、渠寶、所載(葉數表示無し)の、民国十三年十一月二三日付け、龍江・龍山・甘竹・沙頭四堡より順德縣長宛呈文、参照。
- 114 光緒「困志」卷十二、防患、光緒十一年十二月の条、員外郎銜戸部主事張瑄生等の督撫藩臬宛呈文。大柵困等が閘を建設しようとするのは、北江外水の官山涌への「倒流」が激化してきたからであろう。
- 115 官山涌についての詳細は不明であるが、温汝适が官山涌沿いの堤防を「大隄」に数えていなかったことから、乾隆末においては増水時でも、その水勢は西江・北江のように強くなく、官山涌沿いの寶を常に締め切る必要はなかったと推測される。なお、この時、桑園困の「無知愚民」数千人がこの閘を破壊する大事件を起こしている。上流部にとっては切実な問題であったことを窺わせよう。
- 116 「大涌」における「倒流」の害は、大同堡付近が最も激しかった。それに比べれば、九江堡付近はさほど大きくなく、閘を開けて排水できる機会が多い、と「九堡」は認識していたと推測される。
- 117 「万寿約基」とは、五約困のうちの万寿約が建設・管理している部分を指すと推測される。

118 注8で述べたように、民国「困志」の編者は依然として「開口」構造維持の立場をとっており、上流部が全面的に「閉口」化に賛成したとは言えない。「特刊」(六八頁)には、「閉口」実現が、南海・順徳両県長の政治力によることを示唆する記事がある。

119 残された課題とは、一つは沙頭堡における築閘が未着手であること、もう一つは、「三口築閘」後、内水の水位が下がったために、逆に、内水庄と外水庄との均衡を利用して河澎圃の決壊・崩壊を防ぐことができなくなったことである。

補注

補1 桑園圃地域を地勢により区分し、上流の地勢が高い部分を上流部、下流の地勢が低い部分を下流部と呼ぶことにする。

補2 例えば、西江沿いの惠民賣について、史料15、参照。

補3 史料8に続く部分に、「立法最も妥善為りて、數百年を歴るも異なる無し」とある。

補4 「各圃の業戸」とは、主として基主業戸を指すと考えられる。ただし、大規模修復工事の場合には、一般の土地所有者も含まれよう。

補5 「該管業戸」とあるから、基段を経営している業戸、すなわち基主業戸を指すであろう。

〈桑園圃関係研究文献〉

(日 文)

沼田43 沼田政治「河清郷現況調査報告書」「広東占領地区農村現況調査報告(昭和十六年十月〜十二月調査実施)」在広東

大日本帝国総領事館 昭和十八年二月

珠江デルタ桑園圃の構造と治水組織

今堀誠二「中国の社会構造—アンシャンレジームにおける「共同体」—有斐閣、昭和二八年

柴60 柴三九男「清末広東三角洲の養蚕経営と農村近代化—東洋的社会と「魚塘」—」『史観』五七・五八冊、昭和三五年

森田64 森田明「広東省南海県桑園圃の治水機構について—村落との関連を中心として—」『東洋学報』四七卷二号、昭和

三九年

森田74 森田明「広東における圃基の水利組織—桑園圃を中心として—」全『清代水利史研究』亜紀書房、一九七四年。森

田64を基礎にしたものであるが、内容に若干相違がある。

西川81 西川喜久子「清代珠江下流域の沙田について」『東洋学報』六三卷一・二号、一九八一年

西川90 西川喜久子「珠江三角洲の地域社会と宗族・郷紳—南海県九江郷の場合—」『北陸大学紀要』一四号、一九九〇年

松田81 松田吉郎「明末清初広東珠江デルタの沙田開発と郷紳支配の形成過程」『社会経済史学』四六卷六号、一九八一年

松田91 松田吉郎「広東省南海県沙頭堡の盧氏」『兵庫教育大学研究紀要』十一卷、一九九一年

伊藤83 伊藤安男「中国珠江デルタの治水形態—圃堤の「基圃」を中心に—」『花園史学』四号、昭和五八年

渡部・桜井84 渡部忠世・桜井由躬雄編「中国江南の稲作文化—その学際的研究—」日本放送出版協会、一九八四年

岸91 岸和行「明代中後期、珠江デルタの沙田・鴨埠・魚埠」『九州大学東洋史論集』一九号、一九九二年

片山82 片山剛「清代広東省珠江デルタの図甲制について」『東洋学報』六三卷三・四号、一九八二年

片山84 片山剛「清末広東省珠江デルタにおける図甲制の諸矛盾とその改革（順徳県・香山県）」『中国近代史研究』四集、

一九八四年

(中文)

曾・黄87 曾昭璇・黄少敏「珠江三角洲歴史地貌学研究」広東高等教育出版社 一九八七年

佛山76 佛山地区革命委員会珠江三角洲農業志編写組「珠江三角洲農業志（初稿）」第二分冊「珠江三角洲堤圃和圃墾發展

史』一九七六年

周 87 周源和「珠江三角洲的成陸過程」『歷史地理』五集、一九八七年

李 87 李龍泉「明清時期廣東的農田水利事業」『明清廣東社會經濟研究』廣東人民出版社 一九八七年

謝 87 謝天禎「明清時期珠江三角洲的農業生態與農業經濟」『明清廣東社會經濟研究』廣東人民出版社 一九八七年

陳翰笙 34 「廣東農村生產關係與生產力」中山文化教育館 民國二十三年

(歐文)

Ruddle & Zhong 88 Kenneth Ruddle & Gongfu Zhong, *Integrated agriculture-aquaculture in South China The dike-*

pond system of the Zhujiang Delta Cambridge U. P. 1988

〈史料略称〉

光緒「困志」 光緒一五年刊【桑園困志】

民國「困志」 民國二十一年刊【統桑園困志】(廣東省立中山圖書館藏)

「龍山鄉志」 民國一十九年刊【龍山鄉志】

「龍江鄉志」 民國一十五年刊【龍江鄉志】

順治「九江鄉志」 順治一四年刊、同治一三年重刊【九江鄉志】(廣東省立中山圖書館藏)

光緒「九江鄉志」 光緒九年刊【九江儒林鄉志】

「特刊」『南順桑園困搶救特刊』九江儒林文化社編印、民國三八年八月一日刊(陽歷)(香港大學馮平山圖書館藏)

「水利志」 廣東省順德縣水利志編纂組「順德縣水利志」一九九〇年